

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

<b>決算特別委員会会議録 ( 3 )</b>			
<b>日 時</b>	平成16年10月5日(火)	<b>開 議</b>	午後 1時00分
		<b>散 会</b>	午後 5時48分
<b>場 所</b>	第2委員会室		
<b>議 題</b>	継続審査案件		
<b>出席委員</b>	小林委員長、佐々木(勝)副委員長、大橋・大畠・菊地・ 佐々木(茂)・小前・井川・古沢・松本・斉藤(陽)・佐藤 各委員		
<b>説 明 員</b>	教育長、総務・財政・経済・港湾・教育 各部長、消防長  ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記 記録担当</p>			

～ 会議の概要～

委員長

ただいまより、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、小前委員、斉藤陽一良委員をご指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

吹田委員が佐々木茂委員に、北野委員が古沢委員に、高橋委員が斉藤陽一良委員に、秋山委員が佐藤委員に、それぞれ交代しております。

継続審査案件を一括議題といたします。

これより、総務、経済両常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の順序は、自民党、公明党、民主党・市民連合、共産党、れいめいの会、市民クラブの順といたします。

それでは、自民党。

---

小前委員

小樽市職員採用試験の受験料について

早速入らせていただきます。15年度の小樽市の職員採用は何人でしょうか。

(総務)職員課長

採用試験をやったという意味で、病院を除きまして、消防職員4名、保健師1名でございます。

小前委員

その採用試験にかかった費用はだいたいお幾らくらいでしょうか。

(総務)職員課長

採用試験で委託をかけた部分というのは、消防職員の採用の部分になります。消防職員につきましては、256人の応募がございまして、決算上では24万5,000円ほどの支出をしております。

小前委員

今年、来年度の一般職に558人の受験申込みがあったと聞いています。1人約1,000円ぐらいの受験料かしらと思うのですけれども、558人ですとだいたい合計しますと60万円ぐらいの金額がかかるかと思えますけれども、それで間違いございませんでしょうか。

(総務)職員課長

今年9月に受験していただいておりますけれども、事務職が558名、それから消防が154名、トータル712名の応募がございまして、決算では約63万円程度を予定しています。

小前委員

千葉県の市川市では、1人1,000円の受験料を取ったという報道がございました。これは全国初とのことでございますけれども、小樽市も受益者負担の観点から、これを取り入れるような考えはありませんでしょうか。

(総務)職員課長

確かに、市川市では2004年度の採用試験で1人から1,000円を徴収しております。ただ、4,000人ぐらいの受験者がいる市ということで、トータルで700万円から800万円の費用がかかるということで、その半分程度を受験者に負担していただきたいという形で、確かに徴収しております。これにつきましては、公務員については、前例がないということで、基本的に採用試験というのは、採用する側、雇用する側が負担すべきというのが一般的な考え方ということで、基本的には望ましくないというのがこれまでの見解でございます。

小前委員

それでも、千葉県の市川市ではなさったわけで、小樽市もそんなにお金があるわけではありませんので、こういう観点もこれから考えていくべきだと思いますけれども、いかがですか。

(総務)職員課長

先ほど申しましたとおり、市川市の場合は負担額が約1,000万円になっておりますので、その中で当然、時間外勤務手当だとか、もろもろの費用が発生するので、どの程度の負担を求めるかという議論は確かにしたのだらうと思います。ただ、前例がないということと、これから今回の市川市の問題がどういうふうに整理されていくかという問題もございますので、確かに負担的な部分でいえば、何がしかは取りたいという部分はあるのですけれども、なお推移を見て検討したいというふうに思っています。

小前委員

文学館、美術館の集客について

次に、文学館と美術館にお伺いいたします。

文学館、美術館に年間入場者は何人入られていますでしょうか。

(教育)文学館副館長

文学館は、平成15年度の入館者数ですけれども、合計1万1,193人です。

(教育)美術館館長

美術館につきましては、同じく15年度でございますけれども、1万8,655人です。

小前委員

合計で3万人ぐらいですね。市民以外の観光客を呼び入れるような方法は、何か文学館、美術館ともにお考えでしょうか。

(教育)美術館館長

特に観光客ということではございませんけれども、これまで行ってきましたのは、ビブレですとか、それから特別展のときのポスターづくりですとか、そういうようなことをやってきております。そのほかに、インターネット上にホームページをつくってございまして、それによりまして館の概要ですとか、それから特別展の内容等についてご案内をしているところでございます。これらにつきましては、これからいろいろな関係でインターネットが広がっていきますので、わかりやすいようなホームページづくりをしていきたいというふうに考えてございます。

小前委員

観光客の方たちが、美術館、文学館の前を素通りしたり、それから、あまり文学館、美術館らしくないから、中身も大したことないでしょうということ、入らないでいったりした場面にも出会ったことがありまして、もっと入口だけ見て、ここは文学館、美術館だということがよくわかるような方法を考えるべきだと思うのですけれども、そちらはいかがお考えでしょうか。

教育部長

今お話の文学館、美術館、これは向かいに日本銀行旧小樽支店がございまして、いわゆる日銀通と称されているところでございます。観光スポットとしても有数の場所でございますので、今お話がありましたように、私自身も歩いていて思うところがございます。ですから、今内部でも検討を始めているのですけれども、こちらは日銀の方です。こちらは文学館、美術館です。あのかいわいの、いわゆるかつての北のウォール街の部分、もう少し生かすような形に観光客の方も足を向けられるような、目を向けられるような、より工夫を図ってまいりたいと、こんな検討を今しているところでございます。

小前委員

今、部長も言われましたけれども、向かいにあります旧日銀に入る観光客は年間どれぐらいでしょうか。

(経済)観光振興室企画宣伝課長

旧日銀ですが、昨年度になりますけれども、およそ8万5,000人と聞いております。

小前委員

そのうち、観光バスで入る割合はわかりますでしょうか。

(経済)観光振興室企画宣伝課長

団体客数ということで承っておりますが、およそ1万8,000人というふうに聞いております。

小前委員

観光バスが美術館、文学館の前にとまっていて、旧日銀に入られて、そのまま乗って帰られるというシーンをよく見ております。観光振興室にお尋ねしたいのですけれども、旅行者に向かいに文学館、美術館があるというようなPRはしていないのでしょうか。

(経済)観光振興室企画宣伝課長

観光振興室としても、市の方で作成しておりますぶらり小樽というパンフレットがありますけれども、こちらの方でも写真入りで、そして文章も含めて紹介したりしまして、こういったものを各エージェントさんの方にも配布して、周知には努めているところであります。

小前委員

今、小樽の文学館、美術館は、館長にとっても力があって、特別展もすばらしいものをやっていると思います。そういう意味で、向かいの位置ですので、8万5,000人を取り込む工夫をすべきではないかと思えます。文学館で多喜二のデスマスクを見ていただくこともとても大切なことだと思いますし、建物に比べて中身は非常に充実していると思いますので、ぜひもう少しPR方、文学館、美術館というのは、そのまちの文化レベルを表す顔でもございますので、もっと連携して何かPR方をお願い申し上げたいと思います。

体育館について

次に、体育館についてお尋ねいたします。

14年度の半官半民の運営から15年度に全面委託になって、幾らぐらい経費が節約になりましたでしょうか。

(教育)上杉主幹

職員の人件費が削減されてございますが、金額にしておよそ800万円程度の効果を得てございます。

小前委員

15年度の決算説明書の総合体育館を見ても、その800万円という数字は出てこないのですけれども、どういうふうに調べたらよろしいのでしょうか。

(教育)上杉主幹

14年度の予算、決算書の中には、職員給与費ということで掲載してございますが、15年度から委託したことによって、その職員給与費という項目が掲載されてございません。

小前委員

私は、非常に金額に疎くて、お金、単位や何かも読むのにすごい時間がかかるのですけれども、私のような者も800万円節約になったようなものが一目でわかるような決算説明書はできないものなのでしょうか。

(財政)財政課長

委託の関係は、職員給与費が関係してきますので、私ども小樽市の決算説明書、予算説明書は、職員給与費を別立てで職員給与費という款をもって支出しておりますので、ちょっとわかりづらいかと思います。ただ、私どもは職員給与費を代表する、例えば今の総合体育館であれば、14年度ですが括弧書きで示しておりまして、ここに、主幹が申しました850万円という数字が載っております。そして、その括弧書きに通常の経費と合わせて6,700万円という表記をしております。それに比べまして、15年度の決算書はそれがありませんで、6,500万円という経費の支

出となっておりますので、この差が出てくる形になっております。ただ、ちょっとわかりづらいというのは確かです。

小前委員

桜ヶ丘球場について

次は、桜ヶ丘球場について、お伺いいたします。

市営の桜ヶ丘球場は、高校野球とか朝野球でずいぶん多くの小樽市民に活用されている施設ですけれども、まず昨年度の利用回数とそれに伴う使用料収入について、お聞かせください。

(教育)生涯スポーツ課長

桜ヶ丘球場の昨年度の利用回数でございますが、241回、延べ945時間、使用料収入としましては、28万7,625円です。

小前委員

1時間当たりの使用料はお幾らでしょうか。

(教育)生涯スポーツ課長

使用料につきましては、競技場が1時間当たり750円です。それから、運営室の使用につきましては、1日4,500円、半日の場合は2,250円と決められております。

小前委員

この1時間当たり750円というこの使用料は、他都市と比べてどうでしょうか。安いのでしょうか。

(教育)生涯スポーツ課長

10万人以上の道内主要都市にある野球場と比較しますと、9市平均で1時間当たり1,908円に設定されております。本市と比較しますと、本市の使用料はその39.3パーセントに相当します。

小前委員

物すごく安いんですね。芝の維持管理に多くの費用がかかると思うのですけれども、昨年度桜ヶ丘球場にかかった維持管理はどれぐらいの経費になりますでしょうか。

(教育)生涯スポーツ課長

昨年度桜ヶ丘球場にかかった維持管理経費の総額は、501万8,943円です。なお、そのうち芝の維持管理経費としましては、343万6,454円です。

小前委員

現在、管理人が不在の状態が続いていますけれども、このグラウンドの維持管理はどういうふうに行っているのでしょうか。

(教育)生涯スポーツ課長

主に、この芝の維持管理につきましては、小樽造園事業協同組合にお願いしております。また、グラウンド等の管理につきましては、基本的には利用団体に使用後きちんと整備してもらうというような形で、整備を行っております。

小前委員

ただいま聞きましたら、使用料で年間入るのは30万円弱ぐらい。これで、支出が500万円ぐらいとお聞きいたしましたけれども、このアンバランスの改善を図る必要があると思うのですけれども、何かお考えはありますでしょうか。

(教育)生涯スポーツ課長

収支バランスが悪いというご指摘でございますが、バランスを改善するに当たりましては、収入に対しては、先ほども道内他都市との比較の中で、非常に安いというようなこともございますので、その辺のことも含めまして、

使用料等の見直しなども検討しなければならないかなと思います。また、経費につきましては、さらに縮減の方策を検討しなければならないかなというように考えております。

小前委員

体育館のような民間委託は、考えられないのでしょうか。

(教育)生涯スポーツ課長

民間委託の方向につきましても、現在、体育館が民間委託の形になっておりますので、その周辺に存在します体育施設、花園グラウンド、桜ヶ丘球場を含めて、体育協会などの関係機関などと相談をして、その方向性については検討していきたいというふうに考えております。

小前委員

これで最後なのですが、よくこの球場を使われている方から、両翼が90メートルで非常に手狭で危険であるということ、あと5メートルぐらい広げてくれると、高校も大学も一般社会人の大会にも使いやすい球場になるのというお話をよく聞かされております。今年はその駒大苫小牧高校が全国制覇をしたり、また、イチローが新記録を出したり、日本ハムの札幌移転など、非常に野球に目を向けられた年でもございますし、小樽のたった一つの市営球場でもございますので、この改築は考えられないのでしょうか。

教育部長

球場の両翼が少し狭いという話は、以前から伺っております。使用料とかトータルで今話させていただきたいと思っております。その問題でございますけれども、球場の地形的な問題というのがありまして、セットバックとかいろいろなお話もかつてありました。でも、そう簡単にあそこのがけ状態になっている部分なのでしょうけれども、あの辺がすぐ下に道路がつながっているということもありまして、なかなか難しい部分があるなと思っております。ただ、どういう方法がいいか、あと5メートル、10メートル、10メートルはほど遠い問題になっているのですけれども、あと何メートルかは可能かなとは思部分でもございます。ですから、これは、引き続き、私ども検討させていただきたいと、こう思っているところでございます。

それから使用料の関係、先ほどのお話でございますけれども、確かに収支バランス、こういう施設でございますので、減免規定とかもよく働かせております。高校生を中心に半分減免させていただいているところでございます。ですから、なかなかうまく収入増につながらないということも事実でございますけれども、今私ども考えておりますのは、先ほども課長から触れましたけれども、使用料の問題でございますけれども、まずこれは全道平均並みに、今、全庁的な使用料の見直しの中で、私ども教育委員会といたしましても、この各社会体育施設につきまして、全道平均を見ながら検討を進めさせていただいていると。

それからもう一つ、球場内に広告看板などを設置することによりまして、少しでも芝等の維持・管理に充当させていきたいなど、こんな考えもあります。お話にもありましたように、小樽市内の唯一の市民球場でございます。ですから、これから広く市民の皆様にもちょっとお願いしながら、広告看板の設置にも積極的に取り組んでまいりたいなど、こんなふうに考えております。

-----  
佐々木(茂)委員

救急活動の実績について

まず初めに、消防の関係でお尋ねいたします。

救急活動の実績、前年対比では、どういう変化を来したか、お尋ねいたします。

(消防)青山主幹

救急活動の実績ということでございますけれども、前年対比でお答えいたします。

まず、出勤件数でございますが、平成14年が5,516件、15年が5,811件で、295件の増加となっております。続いて、

搬送人員、平成14年が5,294人に対しまして、15年5,586人、292人の増加でございます。次に、主な事故種別でございますけれども、最も多いのは急病で平成14年2,946件、平成15年3,154件で208件の増加。続きまして、転院搬送と申しまして、病院から病院への搬送でございます。これが平成14年996件、平成15年1,025件で29件の増加。続いて、一般負傷、いわゆるけがでございます。これが平成14年752件に対しまして、15年783件で31件の増加となっております。続いて、主な搬送診療科目でございますけれども、最も多いのが内科で平成14年1,838人、平成15年2,039人で201人の増加。続いて多いのが脳神経外科でございます。平成14年891人、平成15年917人で26人の増加。続いて整形外科、平成14年742人に対しまして15年767人で25人の増加と、このようになっております。

佐々木(茂)委員

前年対比でも活動状況が顕著に現れているものと思います。

防災計画の内容について

次に、防災計画の内容についてどのようになったか、伺います。

(消防)総務課長

小樽市地域防災計画の中で、消防本部の活動の中で消防計画がございます。その中で、非常時には特別警戒態勢をとることとしております。先日の台風18号では、第2非常配備をとり、非番員を招集する体制をとりましたが、台風などの災害時における消防部隊の編成と活動が主な内容となっております。

佐々木(茂)委員

今までも、いろいろな形の中で防災の見直しが行われているところがございます。

火災予防の啓発について

次に、火災予防を市民に対してどのように啓発したか。

(消防)予防課長

火災予防啓発についてであります。当消防本部においての市民啓発といたしましての主なものは、まず全道と足並みをそろえた春と秋の火災予防運動、これのほかに特に高齢者、災害弱者と言われております高齢独居世帯に対する防火啓発、それと老人を対象としたシルバー防火週間、これは9月14日から20日までの1週間を設定してございます。それから、全国的な傾向で増加しております放火の防止啓発などを中心に、市民防火啓発に努めているものであります。特に、今年は1月から3月にかけて焼死火災が発生したことから、焼死事故の防止のため、特に独居老人世帯などを訪問し、ストーブやコンロなどのうっかり火災の注意、それから積雪寒冷時などの避難口の確保、こんなことについて呼びかけを行っております。また、4月20日から実施しております春の火災予防運動、この期間には、女性消防団員などの応援も得て、高齢者宅の訪問を行い、火災予防の声かけ運動などを行っております。また、秋の予防運動にも同様の計画をしているものであります。また、放火防止につきましては、各町内会の協力を得て、放火防止の回覧板、そのようなものを各家庭に回覧していただきまして、啓発を行っております。また、私ども消防では、防火管理者の講習会や各種の講習会も行っておりまして、こんな機会の中で火災予防啓発を行っております。

今後ともあらゆる機会をとらえ、火災予防の普及啓発に努めてまいりたいと考えているところであります。

佐々木(茂)委員

広範にわたる消防の日常の働きについて、お伺いいたしました。これからも、よりいっそう消防行政に努めていただきたいと思っております。

学校の消耗品の購入について

次に、教育委員会にお尋ねいたします。

決算で消耗品でございますが、これはどのように購入されているのか。学校関係、小学校、中学校。消耗品関係は学校単位なのか、それとも一括購入なのか、その辺をお伺いいたします。

(教育)総務管理課長

学校の消耗品の購入についてでございますけれども、ざら紙だとか画用紙、上質紙、印刷機用トナー、インクなど年間比較的大量に使用するものについては、年1回の市長部局での集中購買時に各学校からの希望をとり、一括購入しているところでございます。なお、教材費等、学校独自の品目もあるわけでございます、これらについては、学校の希望によって随時発注しているところでございます。

佐々木(茂)委員

小中学校の清掃について

次に、例えば教育関係の施設で清掃委託料とか出てまいります、小学校、中学校の清掃関係はどのようにされているのでしょうか。

(教育)総務管理課長

学校の掃除についてでございますけれども、一般的な建物の掃除ということで答えさせていただきたいのですが、一つは教育活動の一環として児童・生徒が廊下や教室、あとは体育館などを清掃してございます。それから、トイレとか窓などについては、特に2階以上の窓などについては、用務員が行っているところでございます。なお、大規模な窓ふきなどは、平成8年ぐらいまでは5年ぐらいに1度行っていたところでございますけれども、ここ数年やってございませんでしたけれども、今年度42校全校、緊急雇用制度を使いまして2階以上の窓ふき並びにカーペットの清掃を行っているところでございます。

佐々木(茂)委員

わかりました。

港湾施設維持補修費の内訳について

次に、港湾部にお尋ねいたします。

決算説明書177ページ、港湾施設管理費でございますが、施設維持補修費5,316万9,073円、この支出の主な内訳とございますか、どのようなものが含まれているか、お尋ねいたします。

(港湾)港湾振興室小林主幹

港湾施設維持補修費の内訳でございますけれども、最も大きな比率を占めるのは除雪費でございます、約2,100万円ほどございます。次いで、臨港道路の維持補修、道路清掃委託など、これらにつきまして約1,550万円、また、公園緑地施設の維持補修、それから街路灯などの照明施設の維持補修、岸壁における防げん材の補修工事などにおきまして約1,300万円、このほか外航船客待合所の管理経費ほかで約360万円、以上が主な内訳となっております。

佐々木(茂)委員

港湾保安対策整備事業費について

次に、179ページでございますが、港湾保安対策施設整備事業、総事業費が6億1,500万円、繰越明許ということでございますが、これはたぶんソーラスの関係だと思っておりますが、予算との絡み、繰越明許という形になってございますが、この辺の絡みについてお聞かせ願います。

(港湾)港湾整備室竹内主幹

ソーラスの施設整備のうち、フェンス、ゲートにつきましては、平成16年7月の条約発効までに完成させなければならぬ一方、昨年末時点では国内法の整備やガイドラインもなかなかできていないという状況にございました。そうした中、国土交通省と財務省の協議の中で、予算は平成15年度で繰越明許し、実施は法制度が整う平成16年度ということになっていたところでございます。したがって、本市におきましても、平成16年3月にそのような形で予算づけされたものでございます。

佐々木(茂)委員

そして、当初6億1,500万円ということで繰越明許になったわけでございますが、最終的に工事が簡略化されたと

いいですか、その影響で事業費としてどのくらいになる見込みでしょうか。

(港湾)港湾整備室竹内主幹

フェンス、ゲートで現在のところ、約1億4,000万円執行済みでございます。また、今月から来月にかけて、カメラ、照明工事が発注される予定となっております。最終予算執行額につきましては、これから設計あるいは発注のものもございますので、確定はできませんけれども、現在のところ、低コストの設計に鋭意努めているところでございまして、かなりの削減になるものと考えております。

佐々木(茂)委員

かなりの削減、どのくらい削減になるかは見通しがつかないということでしょうか。

(港湾)港湾整備室竹内主幹

金額的には申し上げづらいところがございますけれども、億単位で削減になるというふうに申し上げたいと思います。

佐々木(茂)委員

わかりました。節約できることでございますれば、1億円程度という今お話がございましたので、ありがたいことだなというふうに思います。

不用額の主な要因について

それと、あと港湾関係でございますが、決算説明書の72ページにもございますけれども、不用額の要因、港湾の関係で5,100万円ほどございます。これの主な要因について、お聞かせいただきたいと思います。

(港湾)港湾振興室小林主幹

港湾費5,110万円の不用額の内容でございますけれども、額的に最も大きいのは港湾特別会計の繰出金でございます。これが5,100万円のうち、4,050万円と8割方を占めてございます。そのほか港湾総務費におきましては、事務管理経費並びに光熱水費などの節減によりまして、約280万円の不用額、また港湾施設管理費におきましては、臨港道路の舗装、道路清掃、除雪費、除排雪の業務委託料、この関係で特に雪が去年は少なかったということもございまして、除排雪の部分を中心に約600万円ほどの節減がございまして、合わせて港湾施設管理費において約760万円、これら3点を加えまして約5,100万円の不用額が発生したということでございます。

佐々木(茂)委員

勤労者貸付金の内容について

次に、経済部の方に移ります。

決算説明書の147ページでございますが、労政費、勤労者貸付金5,500万円、この内容といいますが、しくみといいますが、これについてお尋ねいたします。

(経済)商業労政課長

勤労者貸付金の内容につきましては、北海道労働金庫小樽支店が市内の勤労者に融資する資金の預託金としての貸付金を、年度当初に労金に対して預託するものでございます。それで、貸付けの対象者といたしましては、市内居住の勤労者、それと市税完納者であること、それと1年以上在職し、今後も継続勤務される方、それと労働金庫の貸付条件に該当する方です。貸付金の種類につきましては、教育に必要な資金、それと傷病の療養に必要な資金、冠婚葬祭に必要な資金、住宅取得等に必要な資金、その他生活に必要な資金となっております。ちなみに、平成15年度につきましては、教育資金が2件で192万円、住宅資金が6件で1,334万円、その他資金3件で132万円、合計11件で1,658万円の貸付けがなされたところであります。それで、預託金でございますので、4月1日に5,500万円を預託して、3月31日に利子を含めてお返ししてもらおうと、そういった形になっております。

佐々木(茂)委員

商店街グレードアップ資金負担金の内容について

決算説明書156ページの商店街グレードアップ資金負担金835万5,721円、これはどういう内容でしょうか。

(経済)産業振興課長

商店街グレードアップ資金負担金についてでございますが、小樽市の融資制度のメニューに商店街グレードアップ資金がございます。これは市内において1年以上の事業を行っていて、例えばアーケードの改修とかをする場合、そのときに商店街を近代化するということになりますので、その商店街団体に対して融資をさせていただきます。それに基づきまして、実績でいきますと、平成9年度からなのですが、その利子の部分については、市が補給するという形で出させていただいております、平成15年度で835万5,721円を支出したものでございます。現在、商店街グレードアップ資金をご活用いただいておりますのは、これまで十七、八件ありまして、そのうちの14件が現在残っておりますので、今後もこの利子補給は続くものと考えてございます。

佐々木(茂)委員

小規模事業指導事業費補助金の内容について

次に、小規模事業指導費の補助金500万円とございますが、これはどういうものでございましょうか。

(経済)産業振興課長

小規模事業指導事業費補助金ですが、これは小樽商工会議所に対して、平成15年度に500万円の補助を支出しているものです。小規模と申しますと、商業・サービス業につきましては従業員5人以下、また、製造・運輸・通信・建設につきましては20人以下の従業員の方を対象とするものでして、実際に商工会議所が融資などの相談、指導又はあっせん業務、また、税務経費又は労務労働保険関係等について、その事業を行うに当たって行われておりますので、市として小規模事業指導事業費補助金ということで、平成15年度につきましては500万円を支出しているものでございます。

佐々木(茂)委員

経営支援特別資金と緊急経営安定資金について

次に、決算説明書158ページの経営支援特別資金損失補償費、それから緊急経営安定資金損失補償費。経営資金支援特別資金は1,900万円何がし、それから緊急経営の方は800万円何がしでございますが、これについてはどういうふうになってございましょうか。

(経済)産業振興課長

緊急経営安定資金でございますが、商工信組が破たんしたことによりまして、平成13年8月13日から実施させていただいております、平成14年3月末までということで実質融資実行13件で3,700万円ございました。また、経営支援特別資金につきましては、平成14年から行われておりまして、今15年度決算でございますが、15年度については13件で4,363万円の融資実行がございましたが、それに伴いまして、緊急経営安定資金につきましては、経営等立ち行かなくなったということもございまして、損失補償としまして5件で809万3,101円を支出してございます。また、経営支援特別資金につきましては、平成15年度に6件で1,901万8,026円を損失補償ということで支出してございます。

佐々木(茂)委員

札幌交響楽団に対する出えん金について

次に、出資による権利のところでございますけれども、札幌交響楽団に320万円ほど出してありますが、この経緯はどういうふうになっているのでしょうか。

(教育)生涯学習課長

札幌交響楽団に対します出えん金の経緯でございますけれども、この楽団は、昭和36年に設立してございまして、国内でも本当に屈指の高い評価を受けているオーケストラということで、演奏活動を続けているところでございます。平成4年10月、全道市長会でもって札幌の活動支援のための基金を創設しようとして、このときは8億円を目

指していたのですけれども、こういうことが全道市長会で承認されまして、それで全道各市に札幌基金の支援ということで、依頼があったものでございます。小樽市としましては、この出えん金でございますが、この財団法人札幌交響楽団の運営を支援するという事は、すなわち小樽市はもとより北海道の音楽・文化・芸術、こういった振興につながるのではないかと判断いたしまして、平成8年度に320万円の出えんをしたところでございます。

佐々木(茂)委員

地域総合整備資金について

次に、債権のところでお伺いをいたします。

地域総合整備資金が当初2億1,063万8,000円、元金収入が2,448万6,000円ということでございますけれども、この内容についてお聞かせいただきたいと思っております。

(財政)財政課長

これは、ふるさと財団の資金を使って、小樽市の地域振興に役立っているところに貸し付けているもので、その貸付けの残高がそこにある数字でございます。

佐々木(茂)委員

それで、今年度2,448万6,000円という形で出てきてますが、この内容はどのようになっていますか。

(財政)財政課長

ただいま申しました残高のうち、まだ残っているところから元金を返してもらっているのが諸収入の貸付金元利収入の中に地域総合整備資金の元金として2,448万6,000円、それが収入されているということでございます。

佐々木(茂)委員

そういう形で元金が入ってきているということでもわかりました。諸収入のところに入っております。それで、この貸付けに対する利子の関係はどのようになっているのでしょうか。

(財政)財政課長

これは歳出の方は、元金も含めて利子もなのですが、公債費の方に入っていきます。他の市債と同じように、市が借りて又貸しているものですから、市がふるさと財団に回収を行って、公債費の方に今ある貸付金収入分を入れて元金を払うと、利子も公債費の中の利子の方で払うと、そういうふうになります。

佐々木(茂)委員

それで、その利子の関係ですけれども、小樽市の負担があるかどうか。

(総務)企画政策室東田主幹

ふるさと融資制度につきましては、企画政策室が担当になるのですが、この正式名称、地域総合整備資金貸付けと申しまして、この貸付制度につきましては、地方公共団体が地域、先ほど財政課長も申しましたけれども、地域振興に資する民間事業者に対して、地方債を原資とした無利子資金を貸し付けるという制度でございまして、利子分につきましては、地方公共団体が負担するというふうになっております。

佐々木(茂)委員

この中で、先般、病院の取消しがされた双葉会がたぶん含まれていると思いますが、これらの絡みについてはどうなんでしょうか。

(総務)企画政策室東田主幹

医療法人双葉会につきましては、先般、脳神経外科の保険医取消しということがございましたけれども、今回、小樽市から貸付けをしております施設につきましては、双葉会という母体は同じでございますが、老人保健施設マイトリーおたるに対して2か年にわたって1億円を貸し付けるというものでございますので、その部分につきましては、絡みはないというふうに考えております。

佐々木(茂)委員

そうすると、小樽市にとっては損失はないということで理解してよろしいということでしょうか。

(総務)企画政策室東田主幹

そのとおりでございます。16年度も半年たちましたけれども、9月に償還になっております。

佐々木(茂)委員

国・道支出金超過交付額について

次に、国・道支出金超過交付額のしくみについて、伺います。

(財政)財政課長

これは、総務費の中にありますが、実際の所管は福祉部と保健所になります。今日は来ておりませんので、私の方から。しくみとしての話ですが、国や道の補助金なり負担金をもらったときに、建設事業はわかりやすいのですが、この建設事業をして、それが完了して国から補助金などをもらいますから、その年度で完了します。ところが、ここに書いてありますのは、身体障害者のホームヘルプサービスだとか、保健所でいえば保健事業費の補助金でございます。これは3月31日まで利用される方とありますが、そういう需要が続きます。ただ、それを待っていますと、精算してからお金をもらうのであれば、国や道の支出との関係が間に合わないものですから、最終の支払、それぞれによって月で締めたり2か月で締めたりしているのですが、それらを概算で請求していただいております。ここにあるのは、たまたま14年度に概算交付されたもので、精算時に余ったと。それを返すためのお金でございますが、仮に足りない場合は収入の方で見えております。

佐々木(茂)委員

自動車事故等災害賠償金について

それに関連しているというか、そここのところに出てくるのですが、自動車事故損害賠償費3,900万円ほど支出がございまして、保険収入と両建てのような形になってございまして、この内容、どのような形の事故の賠償だったのでしょうか、伺います。

(財政)契約管財課長

この自動車事故等損害賠償金につきましては、主に市の公用車が事故を起こし、相手に損害を与えた場合に賠償金として支払うと。そして、それに対応する保険に入っておりますので、保険金として収入がある。あと、そのほかに建物火災などにつきましても、保険金が入ってくるというしくみになっています。

佐々木(茂)委員

この自動車損害賠償というのは、何件があったのではないかと思います、その辺は。

(財政)契約管財課長

15年度につきましては、19件ほどありました。

佐々木(茂)委員

19件あって、簡単にいいますと、保険に入っているんで補てんされているような形には見えるのですが、保険の加入と申しますか、支出がありがたかったのかなと見たものですから、質問させていただきました。

自主財源と依存財源の変動について

次に、自主財源と依存財源が、ここ数年どのように変動したか、伺います。

(財政)財政課長

自主財源、依存財源、一般会計の例で申し上げますが、まず自主財源とは何かということで、自主財源というのは市がみずから賦課して徴収する財源でございまして、私どもの小樽市でございまして、市税、分担金負担金、使用料手数料、それから財産収入、また、これはみずからではないのですが、寄付金、福祉年金、前年度からの繰越金、それから諸収入、雑入などがあります。それ以外のものは市債であるとか、国からの交付税であるとか、国庫

補助金、こういうものが依存財源でございます。その推移でございますが、平成13年度は自主財源が49.3パーセント、依存財源が50.7パーセントで、14年度は自主財源が48.2パーセント、依存財源が51.8パーセントで、15年度は自主財源が45.6パーセント、依存財源が54.4パーセントということで、依存財源の率が高くなっております。これは一つには市税収入が下がっていること。また15年度までは交付税と臨時財政対策債を合わせたものが伸びておりましたので、そちらのウエートが高くなっております。そういうところかと思えます。

佐々木(茂)委員

次に、実質収支については、どういう形でしょうか。

(財政)財政課長

決算の収支につきましては、いろいろな言葉がございますので、わかりづらいかと思いますが、説明いたしますと、その会計の歳入から歳出を引いた額、これを形式収支と申します。そのほかに、先ほどもありましたが、繰越事業などがございまして、そのお金は形式収支から除いて繰越しの財源というものを除いたものがその年の収支ということで、これを実質収支とっております。つまり、実質収支ということは、あわせて単年度収支ということと順次説明させていただきますが、単年度収支というのは、例えば15年度の実質収支と14年度の実質収支、14年度からの繰越しが1億4,000万円ほどありましたので、15年度に4,500万円の黒字と言いましたが、昨年度から1億4,500万円持ってきて4,500万円の黒字ですから、その15年度だけで見れば、どうだったかということ1億円の赤字という形になります。また、実質単年度収支というのがございまして、単年度収支がどうだったかということで、その単年度収支が例えば15年度でありますと、お金のない中ですが、14年度の繰越金1億4,500万円のうちから7,300万円を財政調整基金に積んでおります。貯金をしたわけですから、しなければその分は収支がよかったわけですから、それらはしなかったとして数えると2,700万円の赤字、1億円のものが2,700万円まで縮まるということです。

そのほかに、私ども今回から使わせてもらいましたが、財源対策を考慮した実質的単年度収支を出ささせていただきました。これは、財源対策としてほかから借りたとか、基金を崩した、こういうものが法定されています今まで言った実質収支、単年度収支、実質単年度収支ではなかなか現れてこないのです。それで、基金がなくなって、大変なやりくりをしているということで、はっきりさせようという意味で、そういう財源対策をしなかったらどうだろうということをつくらせてもらった、これは任意でつくった言葉ですので、決して法定されてはおりませんが、そういうことで財源対策を考慮した実質的単年度収支というものを表しました。これは14年度は19億8,100万円の赤字だったのですが、今年は8億円企業会計の方からも借りましたが、8億2,700万円の赤字、これが本来的な市の財政体質と、そんなふうになっております。

佐々木(茂)委員

予算と不用額の関係について

次に、予算の不用額の関係について伺います。

かなりの金額を予算計上したけれども、19億7,200万円ほど不用という形でございます。私が思うのは、財政が乏しいわけですから、収入がないわけですから、そんなに踏み込まないで予算を、普通であれば収入は少なく、支出は多くというふうな形なのでしょうけれども、プラスマイナスゼロみたいな形になるから、そんな形で予算計上をするのかなと思えますが、あまりにもその執行額といいますか、差が生じているものですから、どのような原因で不用額がこうに発生したのか、概略的にお示しいただきたいと思えます。

(財政)財政課長

今、委員がおっしゃるとおり、予算というのはなるべく正確にぎりぎりの予算ということができればよろしいのですが、小樽市の場合、予算の非常に多くを占めているものに、先ほど来議論がありますが、貸付金がございます。それと扶助費、それと各会計に対する繰出金、こういうものが非常に大きなウエートを占めております。経費については、ずいぶん削減しておりまして、予算自体も絞っております。ただ、扶助費などは、その年の医療の状況、

例えば風邪がはやると上がるとかそういうこともございまして、なかなかそうぎりぎりに組めないという部分もありまして、不用額が生じていると。それから、先ほど来ありました商工の貸付金なども、額は非常に大きいのですが、これらについても1件申請があれば、その額は大きいものですから、14年度、15年度の推移を見ながら、16年度はこれだけあれば満足であろうということをつけております。そういうところで不用額が生じるわけですが、一つそういう要素がございしますが、15年度の決算に当たっては、16年度に向けて庁内全部で事務事業を見直しまして、15年度の予算がついているといえども、その執行は16年度の見直しを踏まえて執行してくるということもございまして、例えば、職員給与費では1億8,000万円の給与のカット、たまたま雪が少なかったので除雪費が1億円近い額が不用になったとか、そんなところがございまして、ここ数年の不用額でございしますが、過去3年間、13年度は22億1,700万円、14年度は20億1,200万円、15年度は19億7,200万円となっております、これは予算全体が下がっておりますが、全体に占める不用額の割合としては3パーセント、2.9パーセント、2.9パーセント、そのように推移してございます。

佐々木(茂)委員

全道の都市の中で、いわゆる今年の不用額の形での決算の比率、2.9パーセントという形で小樽市はありますけれども、これについてはどのようなとらえ方でございでしょうか。

(財政)財政課長

全道10万人以上都市の平均でいきますと、2.2パーセントでございまして、大きい都市、小さい都市、それぞれありまして、札幌や苫小牧などは1パーセントを切っておりますが、旭川は4.8パーセント、帯広、釧路などは3パーセント台になっております。年度途中でどれくらい補正をするかという部分もございしますが、私どもの場合は先ほども申しましたように、繰出金とか扶助費とか貸付金という要素が多いのです。なかなか補正で減額しづらい部分もあるのかなと、そういうふうには思っております。

委員長

それでは、自民党の質疑を終結をし、公明党に移します。

-----  
齊藤(陽)委員

まず、市税について伺います。先ほどの質疑と多少重複するような部分もございしますが、なるべく違う観点で伺いたいと思います。

市税の収納率について

まず、先日、市税の収納率最悪という報道がございました。市税概要等に目を通しますと、市民税、固定資産税等の収納率というのは、数字的にはほぼ横ばいのように見えるのですが、主に収納率が下がっているのは、どういう部分で下がっているのか、お知らせいただきたいと思います。

(財政)税務長

平成14年度、15年度の収納率の内訳ということでございまして、額で申しますと、14年度の決算額が149億5,700万円、15年度は155億9,400万円ということで、約6億3,700万円ほど下がっていると。これを率でいきますと、市民税、固定資産税などと比較していきますと、確かに個人の市民税は現年と滞繰と両方合わせたの収納率ということで考えていきますと、90パーセント以上で同じとなりまして、それから、法人市民税についても同じく横ばい、それから軽自動車税についても若干のアップと、それから特別土地保有税につきましては、これは平成15年度から課税が停止ということで、これはもう大幅の減と、全体に占める割合で押さえるものですから、全体の影響はないのかなと思いますけれども、固定資産税が現年、滞繰合わせまして、昨年83.3パーセントだったものが80.5パーセントと2.8パーセントのマイナス、それから都市計画税が昨年81.4パーセントだったものが78.2パーセントということで2.7パーセント減ということで、全体としては昨年度の87.0パーセントということでしたけれども、今年85.2というこ

とで1.8パーセントのマイナスということで、今申し上げましたとおり、額的にも全体から考えまして大きな部分というのは、固定資産税、都市計画税の部分というふうに理解しております。

斉藤(陽)委員

都市計画税という、ほぼ大きな部分が出てきたのですけれども、結論的にその率としては、1.8ポイント下がったことは事実なのですけれども、これを収納率を少しでも上げるということで、臨戸訪問あるいは電話による督促ということでやられるわけですけれども、悪質な滞納者に対しては、やはり相当き然とした対応をしなければならぬのではないかとということで、いろいろ財産の調査だとか差押えだとかという滞納処分について、具体的にはどういう体制で進められているのでしょうか。

(財政)納税課長

滞納処分の進め方ということで、特に悪質なことではございませんが、一般的に私どもが取り組んでいる中では、まず最初に文書や電話で催告、それから臨戸訪問などをやります。その中で再三再四、交渉してもなかなか交渉が進まない、応じてもらえない。そのような場合には、まず財産調査予告を相手方にします。その上で、預貯金調査や給与等の財産調査を行って、差し押さえ可能な財産があった場合には、それを差し押さえて、市税に充当すると。当然その中では、交渉の中で例えば分納の約束だとか、払うよということが生じてくれば、それは取り消すわけで、もしそういうことがなされない場合には、そういうことも手続上やっているというのが実態でございます。

斉藤(陽)委員

当然、そういう中で納税者の権利保護といいますが、そういう部分も大事だと思うのですけれども、こういう非常に厳しい財政的な要請もあるわけですから、そうそう甘くしてはられないというのが現実だと思うのです。その中で、他都市のいろいろなこういう督促の方法などについてのノウハウというか、有効な方法があったというような部分も、研修等で他都市の例を勉強してくるといようなことも大事なのではないかと思うのですが、そういうことは検討されていますか。

(財政)渡邊主幹

他都市の状況、ノウハウ等の習得ということですが、平成13年度に組織の見直しを行いまして、14年度から新しい体制になっているわけですが、そのときに全道の主要な都市につきまして、実際に苫小牧あるいは北見、そういったところも訪問して、あるいはアンケート調査などでお答えいただいて、それを今の納税課の組織の見直しの中にいろいろと取り入れて、先進的な体制をとろうということで、進めてきております。

斉藤(陽)委員

今、「いろいろ」という部分をもうちょっと具体的に、どういう取組なのかというのを教えていただけますか。

(財政)渡邊主幹

組織の見直しは別といたしまして、滞納整理のノウハウというのは、取る、押さえる、落とすということで、お金をいただく、それから差押えをする、それから滞納処分の執行停止というのが一つとしてあります。基本的には、この三つをそれぞれの滞納者の状況に応じて適宜使い分けてやっていくということに尽きるわけなのですけれども、その中で特徴的な部分としては、パブルがはじけて以降、高額滞納者というのが非常に増えてきていまして、少ない高額滞納者で滞納額全体を大きく占める、こういった状況があるものですから、高額滞納者の対策というもの組織の中に位置づけしまして、あるいは別づけにして、特にそういった部分を集中的に取り組むというような状況があります。

小樽市の場合は、平成13年度当時、高額とそれから市外の滞納者、これが非常に顕著に目立ってきましたので、14年度からの新体制の中で、市内班のほかに市外の滞納者担当と、それから高額担当ということで、大きく三つの部門で進めるような対策をとっております。

斉藤(陽)委員

その高額の部分で、1件あったらそこでもう1割も2割も占めてしまうというような、そういった部分もあると思うのですが、その部分で他都市の例というか、他都市のノウハウというのは、そういう高額に対する対策にどんなふうに行っているのですか。

(財政)渡邊主幹

小樽市の場合は、滞納額70万円以上ということで高額滞納分とカウントをしております。他都市についても、100万円以上とか、それぞれのボーダーラインで、例えば主幹、主査あるいは特別な10人程度のプロジェクトチームをつくって、集中的に少ない件数に対して当たっていくということで、短期に集中的に滞納整理を進めようとする。ある程度金額の大きいところになりますと、そういった部分で1年、2年、短期間をめぐりにやるということで、当然徹底した財産調査、担保力があるのかないのか。なければ執行停止にしますし、財産を見つければ直ちにそれを先ほど言った手順で差押えをしまして、市税に充当する。充当してもなお滞納額に満たない場合については、その残った残余の部分の落とすというふうには、いわゆる原則の取る、押さえる、落とすの三つをやって、早期に処理をするというのが全国的な流れというふうになっております。

斉藤(陽)委員

スピードというのは非常に大事だと思うのです。ずるずると何年もかけるというのではなくて、ある程度き然たる対応という中には、そのスピードも大事だということで、早期に集中的に手を打って、ある時点でもうやむをえないという場合には適宜落とすというのですか、そういった部分、スピード感というか、そういうものがすごく必要になってくるのではないかと。どうもいわゆるお役所というイメージからすると、ちょっと時間がかかりすぎているという感じがあるのですけれども、もう一歩そのスピードを速めるという部分で力を入れていただきたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

財政部長

ご指摘のとおりでございます。今、主幹から申し上げましたけれども、今まで足を運んで相手と顔を、フェイス・ツー・フェイスといいますが、そういう形でやってきて、約束をすれば、月に何日に来てくださいといえ、そのときに正職員が行っていたとかということもやっていたのですけれども、やはり物すごい時間がかかります。そういうことで、今申し上げたように、14年度からその点を機能的にしよう。約束できたものについては、嘱託の女性の方2名を雇って、約束したのだから、そこそこには取る人が専門にやるというような形でもって、形も変えてきたわけです。ですから、職員としては、今言ったような手順でもって手続は淡々とやっていくというようなことで、その部分ではいろいろな意味での効果が上がっている部分もあるのです。でも、総体的に非常にきつい状況の中に置かれておりますから、とにかく漫然としないで、ある意味では、できることは淡々とやっていく。こういうことは本当にこれからも大切なことだと思っておりますので、また改めて17年度以降の組織の見直しも今検討しているのですけれども、そういった中でより機能的な形がどのようなものかを検討して、とにかく収納率、それから税額の確保、そういったものを頑張っていきたいと思っております。

斉藤(陽)委員

収納額向上の施策について

その上でなのですけれども、昨日の議論にもありましたけれども、コンビニで納付ができるようにするとか、そういった納税者本人が払わなければならないのだとか、払う意識を持ってもらうということと、そして、できるだけ払いやすいシステムづくりをするということが大事になってくると思うのですけれども、そのような観点から、それぞれ工夫されていることをお示しいただきたいと思っております。

(財政)納税課長

収納という原点に戻りますと、そういう意識を啓発するということは、たいへん重要なことと考えております。

それから、私ども現在、啓もうの部分で言いますと、取り組んでいるということでは、市の広報誌、それからFMおたる、その中で納期内納付の啓発ということでやっております。それから、ホームページに税情報を定期的に行っているほか、駅前の第一ビルと中央バスターミナルを結ぶ横断歩道橋がありますけれども、あそこに、これは道税事務所と共同ですけれども、横断幕を設置して納税を促していると、そういうことが一つの啓発活動となっております。それから、環境づくりといいますか、対策として、月に三日ぐらいになりますけれども、夜間残っておりますので、夜間の納税の相談窓口を開設するほか、例えば納税通知書に口座振替の依頼書をつけて、つづり込んで送っていますので、口座振替に変える手続きができると、そういう利便性なども考えております。それから、今、委員の方から指摘があったように、コンビニも24時間そういう対応できるという部分もありますので、そういうことも今後の対策として、いろいろ利用者の利便を図る部分では検討していく必要もあるのかなと、そのように考えております。

斉藤(陽)委員

確かに横断幕とかで、納期内納付を啓発するというのも、そういうのも大事なのですが、いただいた税金がどんなふうに使われていますよ、こういうふうにも有効に使いましたから払ってくださいという、そういった訴えかけというのか、そういったものも税金の使い道という意味では、市政全般、漠然としたものになるのですけれども、市民が本当に納得、ああ、こういうふうに使われたのかというような周知といいますか、そういった啓発の角度というのも必要なのではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

(財政)税務長

今、使われ方ということなのですが、使われ方という部分でいいますと、広報おたるの中で市税の市の歳入歳出という部分になってくるわけですけれども、税がこれぐらい入っていますよ、これが入っていますよということで、こういうものに使われていますということで、ある程度の広報おたるの中での周知は行っているということでございます。

財政部長

今、税務長が話したのですけれども、やはり委員の気持ちとしては、たぶんそれだけでは弱いだらうというようなお気持ちがあるのではないかというふうに思うのです。やはり今までこういった委員会での指摘もあるように、決算の数字にしても、どうしてもお役所的にというか、昔から数字で表すとかということの説明しかなかできにくかったという体質を持っています。ですから、やはりいかにわかりやすく、いろいろなビジュアル化をするだとか、今のネットを使うだとか、あるいはペーパーを使うとか、いろいろな方法があります。ですから、そういう意味では、一工夫、二工夫しなくてはいけないと思います。使われたものが1人当たり幾ら幾らぐらいに当たりますとか、それはあまりぴんと来ないというか、そういうのもあるので、表現の仕方、これについては考えていきたいというふうに思います。

斉藤(陽)委員

ぜひ工夫していただきたいと思います。

1点、本当にもう素人考えで申しわけないのですけれども、具体的な部分で提案になるかどうかわからないのですが、軽自動車税の納期限というのは、今5月末というふうになっていますけれども、これを6月末とか7月末とか、そういうふうにした方が払いやすいのではないかと。短期の滞納の方、ちょっと都合つかないよとか、あるいはそういう部分で督促状を出す手間が省けるとか、経費が省けるとか、6月、7月の末であれば払いやすいという人がけっこういるのではないかなという気がするのですが、この辺の納期限をずらすというのは、不可能なのでしょうか。

(財政)市民税課長

まず、軽自動車税の納期についてであります。地方税法第445条第1項で軽自動車税の賦課期日は4月1日とな

っております。そして、第2項では、軽自動車税の納期は4月中において市町村の条例で定めるという規定になっております。そこで小樽市の場合、市税条例第65条第2項で軽自動車税の納期は5月16日から5月31日までと定められております。この理由につきましては、まず北海道が課税している自動車税の納期が5月15日から5月31日までとなっておりますので、この自動車税の納期と合わせたものと考えられます。

次に、市民に毎年負担していただくものとしまして、市民税、道民税、そのほかに固定資産税、国民健康保険料、介護保険料があります。また、それぞれに納期が設定されております。この納期につきましては、1回に納めていただく負担を軽減するために、納期を4期、あるいは10期に分割しております。特に4期に分割しているものにつきまして、できるだけ納期が重ならないよう設定しております。市・道民税の第1期の納期は6月16日から6月30日まで、固定資産税の第1期の納期は4月16日から4月30日までで、第2期は7月16日から7月31日までと定めております。このようなことから、軽自動車税の納期は1回でありますので、この中間に当たる5月中に設定したもののという理解であります。

済みません。先ほど第2項で答弁が漏れておりました。軽自動車税の納期は4月中において市町村の条例で定める。ただし、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期で定めることができるということになっております。

斉藤(陽)委員

変えられない部分もあるのでしょうか、それでけっきょく今の答弁で、6月末とか7月末はできないのですか、できるのですか。

(財政)市民税課長

要するに、条例で定めるということになっておりますので、これは皆さんの市民総意の、あるいは議会の同意があれば、6月に変えるということは可能であります。ですけれども、私どもの考えといたしましては、先ほど言いましたけれども、市税の納期、国民健康保険料、介護保険料等6月から始まります。6月から10回で3月31日まで納めますので、また6月ということになりますと、この軽自動車税のほかにこういうものもありますので、1回で支払う負担が大きくなるということになりますので、またそのほかに普通乗用車を持っている方等、例えば原付自転車を持っている方がおりますので、要するに道税として自動車税を払う場合と、それとあわせて軽自動車税を払う方が1度に納められて忘れられないという利便性もあると思いますので、なかなか困難なものと考えております。

斉藤(陽)委員

なるべく、そういう経費の節減だとか、あるいは納税者の利便といいますが、払いやすいようにということで、今後可能性があれば、ぜひ検討していただきたいと思います。

制度融資について

次に、今いろいろ収納率の向上とかを伺ってきたわけですが、より本質的には、納税義務者がどんどん減っていく、あるいは市民の個人法人含めての所得をいかに増やすかという方が、より根本問題なのですけれども、こういうことになりますと、市政全般、非常に全体の問題になりますけれども、特に産業振興という分野で地元企業の経営基盤の強化という部分で、先ほども出ていましたけれども、制度融資の役割が非常に大きいのではないかと、七つの制度融資、総体的なのはこの事務執行説明書に出ていますけれども、制度別に実績件数と金額をお示しいただきたいと思います。

(経済)産業振興課長

まず、七つの制度についてでございますけれども、一つ目は中小企業特別資金、マルチ資金であります。平成15年度で申し上げますが、新規貸付けで189件で10億472万7,000円。次に、経営支援特別資金でございます。13件で4,363万円。経営安定短期特別資金、45件で3億3,070万円。新規開業資金、今回15年度については実績ございません。設備等近代化資金、8件で2億4,530万円。店舗等改善資金、12件で3億1,150万円。商店街グレードアップ

資金、2件で854万円。合計で269件、19億4,439万7,000円でございます。

斉藤(陽)委員

今、利用がなかったというのもあったのですが、利用の少ない制度融資については、その理由と今後、利用が増える可能性があるかどうか。そういう方策をお示しいただきたいと思います。

(経済)産業振興課長

14年度で見ますと、今、実績がなかった新規開業資金、これは14年度については、新規で2件ございまして、その前はなくて、12年度もあったということもありまして、新規開業につきましては、私どものところ、又は商工会議所のところにそれぞれご相談が来ます。そのときに、今までお取扱いになっていたところというのは、新規開業ですからなかなかありません。その中では、一つには国民生活金融公庫なり、又は私どもの制度、又は道の制度なりを紹介しまして、その中で資金計画づくりをする部分まで専門家を通じてお手伝いをさせていただいております。その中で、最もご本人がお使いやすいものを使っていただくということで進めさせていただいております。そういう部分では、今後もこの小樽市の資金、この制度を、新規開業資金をお使いになりたいという方が出る可能性はあるというふうに考えてございます。また、この中で経営支援特別資金なのですが、これは前年、平成14年度については45件で1億8,950万円の実績がございました。これは先ほど13年度から行った緊急経営安定資金を踏まえて、14年度からは経営支援特別資金として導入させていただいておりますが、15年度については13件で4,363万円となっておりますけれども、この制度の要件でいきますと、やはり運転資金を必要とする中小企業者で、この中で信用保証協会の保証つきを得られない方ということになってございますので、この部分については、16年度については融資限度額300万円ということで、現在行わせていただいているところでございます。

斉藤(陽)委員

いろいろな企業のいろいろな具体的なニーズに合わせて制度の内容を見直すとか、あるいは新たな制度を立ち上げていくというような、そういう改良といいますか、必要性もあると思うのですが、そういった部分はどうか。

(経済)産業振興課長

皆さんのそれぞれのニーズというのがございまして、国の制度又は道の制度又はその他政府系の金融機関の制度もございまして、私どもの小樽市の七つの制度もございまして、それに応じて一つが融資先にしっかり状況を聞くということもさせていただいております。また、あわせて市内の他の企業をできる限り回らせていただいております。また、あわせて金融機関に皆様ご相談に行くことが多いものですから、その実務者の方々との懇談といいますか、意見交換も今させていただいているところであります。そういう部分のご意見又はご意向を聞きながら、実は今、七つの制度がよろしいのかどうかというのを含めて、平成16年度についてはマルタル資金、先ほどの中小企業特別資金でございまして、この部分、実際の運転資金が1,000万円の限度額であったものを2,000万円にしてはどうかということが、企業の皆様、また、金融機関の皆様からのご相談がありましたので、その部分を2,000万円に引き上げたという部分と、また、7年という融資期間でございましたけれども、その部分を運転資金、設備資金ともに10年にするというので、今させていただいております。そういう意味では、随時ご意見、ご意向を聞きながら進めていくということが大切だと考えてございます。

斉藤(陽)委員

姉妹都市交流について

姉妹都市交流について、二、三伺いたいと思います。

まず、平成15年度の姉妹都市交流の主な事業について、ご説明いただきたいと思います。

(総務)秘書課長

15年度でございまして、姉妹都市ダニーデンとナホトカがございまして。

ダニーデンの方から申し上げますけれども、年度末が近くなりました今年明けての1月でございますけれども、私ども市長を団長といたします親善使節団6名をダニーデンの方に派遣いたしまして、経済ミーティングなどを行ってございます。それから、もう一つは、今度は同じく雪あかりの路の時期でございましたけれども、ダニーデンから少年少女の使節団においでいただきまして、オブジェなども一緒につくって、こちらの子どもたちと交流を深めたということでございます。それと引き続き、ダニーデン関係でございますけれども、英語の指導助手、学校で教えていただいています先生も、引き続き1名ですけれども、来ていただいておりますし、それから商大で交換留学ということで、向こうのオタゴ大学と引き続き交換を行っております。

それから、ナホトカ関係でございますけれども、7月にヨット使節団ということで、このときはマリーナとの友好関係25周年ということになりましたので、それを記念して8名の団員がお見えになっております。子どもをこちらから送る番でございましたけれども、ちょうどSARSの影響で自粛が始まっていた時期でございまして、いろいろ姉妹都市委員会などでも検討した結果、派遣は見送ったところでございます。

斉藤(陽)委員

この事務執行状況説明書に目を通しますと、姉妹都市関係という項目で、だいたいほとんどダニーデン市関係なのです。ナホトカ市関係については、ヨット使節団というのが7月に1項目書いてあるのですけれども、どちらかという、ダニーデン市関係の事業の方が何か多いような気がするのですけれども、ナホトカ市関係の事業が比較的少なくなっているのではないかという気もするのですけれども、今後、姉妹都市交流の方向性という部分でどのようにお考えでしょうか。

(総務)秘書課長

ナホトカについて申し上げますと、どちらかといいますと、英語圏ではないということで、いわゆる親善使節団あるいは少年少女使節団の交流についても、正直なかなか難しいところがあるのは事実でございます。ただ、今後の方向性のところでダニーデンも含めて申し上げますと、今までどおりと申しますか、人的な交流ということで、やはり中心になろうかと思えます。主に考えていますのは、中心になるのは子どもの交流ということで、相互派遣という意味では何とか続けていきたいと思っておりますし、記念の節目の時期を含めて、できるのであれば親善使節団、市民の皆様も行っていただくというような形の交流も、また続けていきたいと思っております。

それと、側面からの支援になりますけれども、先ほど申しましたように、短大を含めて大学間の交流というものも行われておりますので、そういうものにつきましても、市として側面から支援してまいりたいというふうには思っております。

斉藤(陽)委員

そういう語学的な壁みたいなものも多少あるかもしれないのですが、ぜひナホトカ市との交流も深めていただきたいというふうに思います。

アジア圏の姉妹都市以外との交流について

次に、今、中国との間で定期コンテナ航路も小樽で開かれて、非常に順調に推移しているということでもありますし、また、韓国などからの観光客が小樽に非常に多く見えていると。これらのアジア圏との交流ということも非常にこれから大事でないかなというふうに思いますけれども、15年度の姉妹都市以外との交流実績という部分ではいかがでしょうか。

(総務)秘書課長

委員が先ほど取り上げていましたが、事務執行状況説明書の方にも取り上げさせていただきましたけれども、確かに中国あるいは韓国からのお客様もおいでになります。交流の現在の状況を申し上げますと、どちらかといいますと、こちらにおいでいただく方をこちらでおもてなしをするという形が多いかなと思っております。ただ、中国につきましては、先ほどありましたように、定期航路開設を機に最近は、もちろんこちらからも関係の市に行って

おりますし、そういう意味で、経済交流をベースに今のところは、幾つかの地と人の行き来があるというところがございます。それと、小樽商科大学の留学生を見ましても、圧倒的に中国からの留学生が多いということもありますので、一般的に言って、中国との交流というのは、可能性が高くなっているのかなというのはあります。それから、韓国につきましても、民間サイドで、これも短大等の交流が進むというお話もございまして、今後それらの交流の状況を見て、市としても支援できるものがあれば、かかわっていききたいというふうに思っております。

斉藤(陽)委員

今後、従来のナホトカ市、ダニーデン市という姉妹都市の交流というのを、さらに深めていかなければならないのですけれども、中国あるいは韓国などのアジア圏についても、ぜひ積極的にこういう交流の実績を積み上げて、将来的にはそういうその中のどこかの都市と姉妹都市提携というような部分も視野に入れながら、そういった交流をより深める活動といたしますか、今、答弁では向こうからおいでいただいた場合におもてなしをするというふうに言っていましたけれども、ぜひこちらの方からもそういった、より積極的な行動を起こして、交流を深めていくということも必要だと思うのですけれども、部長、どうでしょうか。

総務部長

国際交流について、今、秘書課長からいろいろと答弁させていただきました。確かにアジア圏に限らず、国際的ということではいろいろな国と交流を積極的にやるべきだと思っています。しかしながら、市が直接行って交流するというのも、現実にはなかなか難しいところがある。それで、先ほど秘書課長が言ったように、民間との交流をひとつ起点にして、将来的には発展的に行けばいいというふうに考えています。しかしながら、今ご承知のとおり、中国とか韓国、それから今年の秋くらい、例の香港とか、いろいろな市の情勢、経済のPRといたしますか、そういうこともいろいろ市長が出向いてやっているということもありますので、そういうことを総合して、とにかく他の国との交流は積極的にやっていきたいというふうには思っています。

委員長

それでは、公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

佐々木(勝)委員

私は、昨日も質問しました。望むところは、精度の高い政策評価につながっていければなという思いを持っています。昨日は総括的なところで、具体的な事業評価にかかわる部分については、総括の日にといいことで言っておりました。今日は総務・経済関係の事業について聞きたいというふうに思っております。

21世紀プランに基づいた新規事業の評価について

最初に、共通のものを持っていないと少なくとも答弁しづらいのかなというふうに思うので、決算説明書の6ページのところの平成15年度の主な事業というところを掘り下げていきたいというふうに思っています。これを進めるに当たって、決算説明書にこの主な事業というふうに書いてありますが、その目的、位置づけ、これがあると思うのです。事業には、継続事業もあれば、新規事業もあれば、いろいろな事業があると思いますけれども、私の押さえは21世紀プランに基づいた新規事業というふうに思っているのですけれども、ここの位置づけ、目的について、まず伺っておきます。

(財政) 財政課長

決算説明書には、全体としては、すべての事業を網羅しているわけですが、そこにあえて主な事業と載せておりますが、これは主に私も予算のときも説明させてもらっておりますが、新規拡大した事業や継続してありますが、15年に完了するような事業、そういうものを選んで、数は少ないのですが、紙面の関係でこれくらい載せさせてもらっていると、そういうところがございます。

佐々木(勝)委員

そういう原点に立って、質問していきます。

21世紀プランの施策に基づき、「はぐくみ」「ふれあい」、それから「うるおい」「ゆたかさ」「にぎわい」とかがありますね。今日の所管は総務と経済の所管なので、ここから取り出していききたいというふうに思います。

確認ですけれども、最初の「はぐくみ 文化・創造プラン」、教育・文化にかかわる部分ですが、4本ほどありますけれども、これは教育部所管、こういうふうに押さえたいと思います。それから、その次の関係するところでは「うるおい 生活・快適プラン」は、4番目のところで救急救命士の養成、これは消防、それから「ゆたかさ 産業・活力プラン」は、4本ともこれは経済部、それから「にぎわい 都市・形成プラン」の中の二つ、コンテナと小樽運河のしゅんせつ、これは港湾部、こういうふうに確認していききたいのですが、よろしいでしょうか。そういうことで、あと私こういう観点で質問し、やりとりしたいというふうに思います。

まず、今、分けましたそれぞれの事業について、厳しい状況の中にあっても金がなければ知恵を出そうと、こういうことで真剣に取り組んできた結果といいますか、こういうところを聞きたいなというふうに思う次第です。そういうことで、結果の評価というのは、なかなか耳ざわりのいい評価で終わってしまうところが多いわけですが、それが次につながるという意味からすれば、真剣に評価する部分というのが必要だというふうに思います。

それで、こういう段取りでこの項から聞きますので、まず新規事業に掲げた真の目的、その内容、そしてそれを行ってきた経過、それとそういう事業に対する15年度の評価ということで、この3点に絞って聞きたいと思います。

菁園中学校の校舎増改築事業について

それで、この1番目の順番では後先になりますけれども、ここに盛られていますので、まず教育部のこの4本の部分について、菁園中学校の関係、これについて。

(教育)総務管理課長

菁園中学校の校舎増改築事業でございますけれども、菁園中学校の校舎や屋体は、昭和31年から42年にかけて建てられた建物であり、老朽化が著しいことから、平成10年度に耐力度調査を実施し、その結果、国庫補助対象の改築の建物であるということから、平成13年度から3か年間で校舎、屋体の増改築、そして16年度はグラウンドの整備を行っているところでございます。効果、成果でございますけれども、よりよい学校教育環境の整備、充実が図られ、地域に根差した学校施設になったというふうに考えてございます。

佐々木(勝)委員

評価は。

(教育)総務管理課長

先ほど申し上げましたように、評価としては効果と同じようなことが言えるわけですが、ただ、例えば、緊急性だとか有効性だとか効率性とか、そういう観点から考えれば、老朽化があったために急いでやらなければならなかったとか、それから有効性とか効率性としては、学校教育に必要な事業であり、よりよい教育環境整備を図ることができたと、こういうことになろうかと思えます。

佐々木(勝)委員

こういうやりとりというのは、初めてだと思うのです。評価ということについては、相当意見もありますし、だから、この後も聞いていきますけれども、この菁園中学校は適正配置に伴う一つの学校として、狭いまちの方に新校舎建設というのは、何年ぶりですよね。だから、ここの部分については、ただ新校舎を建てて、前回シックスクールの問題などもありましたけれども、結果的には建てたところからも、また検出されたとか、そういうことで、できるだけその目的といいますか、こんな目的でというところが明確になってほしいなというふうに思っているところがありますが、それはいいです。

語学指導について

それでは、語学指導。

(教育)指導室長

語学指導にかかわる状況でございますが、何と申しましても、中学校で英語を勉強してございます。特に最近は、昔ですと、ペーパーといいますが、読み書きといいますが、そういう形ではございましたが、今日、小樽市内にも多くの外国の方を見かけるような、いわゆる国際化の時代を迎えてございます。そういう中で、聞くこととか話すこととかいう実践的なコミュニケーション能力の基礎を培うということが、中学校の英語の授業で特に求められてございます。そういう中で、積極的にコミュニケーションをとっていかうとする態度を育成するというためには、やはり実際に外国の青年、とりわけ英語圏の青年を招致いたしまして、外国語の指導助手として市内の全中学校に派遣して、英語教育のいっそうの充実を図るということが大きな目的として、この事業を立ち上げたところでございます。内容といたしましては、各中学校における英語の授業でのアシスタントや、また小学校で求めがございました英語活動といまして、英語教育ではございませんが、英語になれ親しむというようなものや交流、それから学校行事等、文化祭等がでございます。そういう特別活動や課外活動。また、そのほかにユネスコ英語祭とか、そういう中での審査員など、また地域における国際交流などの活動に当たっているところでございます。成果といたしましては、何と申しましても、先ほど目的にも申し上げたとおり、本場の英語に触れるということから、生徒自身も直接、外国人青年と会話を交わすということでの感動があります。その感動が学ぶ意欲にもつながっていくかと思っております。そのようなコミュニケーション能力が身につくというところを、各学校から報告を受けているところでございます。また、それだけではございませんで、日常の中でも触れ合っておりますので、外国人や外国の文化にも理解を深めているというところで、成果が上がつつあるというふうに受け止めてございます。評価というところでございますが、何と申しましても、やはり生徒たちから非常に楽しく英語の勉強ができていたというようなお話を聞いてございますし、また保護者からの期待も高いということで、高い評価を受けているものと認識してございます。今後もこの2人のALTの指導力の向上ということで、私ども研修を充実させてまいりたいというふうに考えてございます。

佐々木(勝)委員

これは市の単独事業ということで押さえていいのですか。

(教育)指導室長

実はこれにつきましては、文部科学省、それから総務省等によりまして、ジェットプログラムという計画がございまして、それに基づいて私どもが派遣をお願いして、あっせんいただいて事業を展開しております。財政的にいいますと、私ども単費での持ち出しというふうにはなってございますが、専門ではございませんが、地方交付税等の措置を受けているというところでございます。なお、このジェットプログラムは恥ずかしいのですが、英語で申しますと、ザ・ジャパン・エクスチェンジ・アンド・ティーチング・プログラム(The Japan Exchange and Teaching Programme)ということで、語学指導等を行う外国青年招致事業というふうになってございます。

佐々木(勝)委員

そういう補助金的なところでどうしてもいってしまうということで、できれば単費でできればいいかなというようなことも視野に入れているのかなというふうに思いました。この辺はどうなのですか。補足ありますか。

(教育)指導室長

実は、この語学指導にかかわりましては、平成14年まではダニーデン市からの英語指導助手という形で派遣をいただいていたございました。この状況の中では、それまでの間はだいたい5週間にわたって各中学校に派遣してまして、そうなりますと、その当時17校ないし14校の中学校がございまして、どうしても隔年で、例えばA中学校とB中学校は今年と、C中学校とD中学校は次の年という形で、隔年ごとに派遣をせざるをえない状況がございました。先ほど申し上げましたように、国際化がこれだけ進展している時代の中で、毎年本場の英語に子どもたちを触れさせていきたいということは、校長会の方からも強く要望をいただいていたところでございます。そのような観点から、

このようなジェットプログラムというしくみがございますので、私ども積極的にそれを活用することによって、教育内容の充実も図れますし、他方、財政面からの見直しの中にもこたえていけるなということで、一石二鳥ということでこのような取組を行ったところでございます。

佐々木(勝)委員

詳しいやりとりは、またにします。

小学校用のコンピュータの整備について

それから、教育用コンピュータの小学校の整備着手という点について。

(教育)総務管理課長

小学校用のコンピュータの整備については、昭和62年から平成6年度まで各学校に10台ぐらい配置していたわけでございますけれども、当該機種は現在のソフトに適合しないことやインターネット等の情報通信に対応できないために、学習活動に支障を来していました。それで、平成15年度から16年度にかけて、小樽市内小学校全校に新たなコンピュータを設置することにいたしましたものでございます。

効果としては、総合的な学習の時間や各教科で情報通信ネットワークを積極的に活用することによって、児童が興味・関心を持って主体的に参加する授業が実現することができる、こういう効果を期待しているところでございます。評価としては、平成14年度から新学習指導要領の実施に伴って、コンピュータの活用が位置づけされていることから、緊急性があり、有効性、効率性としては、学校教育活動の推進に必要であり、教育内容の充実を図ることができたということの評価をしているところでございます。

佐々木(勝)委員

全国中学校体育大会の補助について

それから次が、全国中学校の新体操選手権大会の補助という名称になっていますが、これについて。

(教育)学校教育課長

これについては、全国中学校体育大会ということで、全国を9ブロックに分けて、それぞれ持ち回りで開催しているものでございまして、小樽市では、平成15年、体操競技と新体操競技の種目を行いました。この目的といたしましては、要するに中学校の教育の一環として、中学校の生徒に広く体操競技の実践の機会を与えるということと、それから技能の向上とアマチュアスポーツ精神の高揚といいますが、そういうことを図り、心身ともに健康な中学校の生徒を育成するということとあわせて、中学校生徒の相互の親睦を図るということを目的として、それぞれ開催をしております。小樽市では、平成6年に続きまして2回目の開催という形になります。その成果といいますが、体操競技においては、全国122校から248名、それから小樽では5名の生徒がそれぞれ中学校3校から個人競技に2名、それから団体に1チーム、3名編成で出てございます。それから、新体操におきましては、64校、218名の生徒がそれぞれ参加をして、小樽市では中学校1校、個人の種目1名の参加をしております。評価ということでございますけれども、全国の優秀な選手が一堂に会してこういう競技をすることによりまして、そういった一流のプレーといいますが、そういうものを見ることによって、市内の生徒のスポーツに対する意欲だとか、それから技術の向上に大きく貢献するというふうに思っていますので、そういったことが言えると思っていますし、また、生徒同士の交流のよい機会になるという形で評価をしております。

佐々木(勝)委員

評価のところについては、とらえ方といいますが、それぞれあると思います。目的とその評価というところは、表現の仕方がいろいろあると思いますけれども、教育部の方で現在評価している観点のお話をもらいました。この後さらに政策評価といいますが、事業評価についての観点とかそういうことについて、またやります。

救急救命士の要請について

それでは、消防の救急救命士の養成というところで、この目的と、それから成果と、そして評価という観点でお

話を聞きたいと思います。

(消防) 青山主幹

それでは救急救命士の養成ということで、その事業の取組についてお答え申し上げます。

まず、目的と内容でございますけれども、救急救命士はいわゆる心停止患者に対します電気ショックなどの特定行為を行うことができるわけでございます。救急救命士は、高規格救急自動車で出動いたしまして、現場や車内で速やかに特定行為を実施いたします。現在、高規格救急自動車は花園出張所、手宮出張所各1台、計2台でございます。救急救命士は、平成4年から養成を始めまして、15年に1名養成いたしまして、現在12名でございます。その12名を花園、手宮の各出張所の甲部、乙部に3名ずつ配置しております。今後も計画的に養成を図ってまいりたいというふうに思っております。

次に、成果でございますけれども、平成15年に1名養成したことによりまして、花園・手宮の3名体制というのを確保することができたわけでございます。救急救命士は、通常の救急業務のほかに、年間を通しまして病院実習等の研修を行っております。このような中で救急業務及び研修に救急救命士を確実に確保することができるようになり、成果があったものと考えております。

次に、評価でございますけれども、包括的指示下での除細動、いわゆる指示なし除細動でございますけれども、救急救命士の処置範囲は拡大されてきております。このような中で、今後ますます救急救命士に対する期待は大きくなっていくものでございます。このような中で1名の救急救命士を養成できましたことは、評価されるものであり、今後も養成を図ってまいりたいということで考えております。

先ほど救急救命士の出張所の配置の中で、花園出張所、手宮出張所、各3名と申し上げましたけれども、甲部、乙部、片番3名、合計6名、花園、手宮合わせて12名ということでございます。

佐々木(勝)委員

消防の方からお聞きしました。私の聞いている目的ということは、この目的の部分、経済の方にもまたお聞きしますけれども、今言った真の目的、望んでずっとこういったけれども、なかなか張りつかないということをしてきて、遅れて入ってきたと。その辺のところはどうなのですか。

(消防) 青山主幹

現在、平成15年にやっと3名体制というものができたわけでございますけれども、その前に養成いたしましたのは、平成12年でございます。そのときで11名。ですから、どうしても片番2名の出張所がございました。こうなりますと、研修あるいはどうしても休みとかもございまして、なかなか救急救命士を確保できないという日がございます。こういった場合には代勤といいまして、違う出張所からの派遣をいたしまして確保していたというのが現状でございます。今回3人体制になりまして、このようなことが少なくなったというふうに考えております。

佐々木(勝)委員

塩谷漁港関連道の整備について

それでは、移します。その次の「ゆたかさ 産業・活力プラン」で経済部の関係しているところ、4点ありますけれども、最初の塩谷漁港の関係。

(経済) 水産課長

塩谷漁港関連道整備のご質問でございますけれども、塩谷漁港から国道へ至る市道浜通線、これらの整備につきましては、従前より地元住民あるいは漁業者からの要望が強く、また道路幅員が2.8メートルと非常に狭い幅員の上、地盤が悪い、あるいは急カーブであるというような形の中で、大型車両あるいは一般車両なり、歩行者等の通行に困難あるいは水産の立場で申し上げますと、漁獲物の運搬等々に支障が出てきているということで、これらの解消を従前から要望されてきてございました。ただ、市道ということで、いろいろ事業手法等を検討いたしまして、漁港関連道ということで水産サイドの予算をもって整備をしていくという形になりまして、平成10年から昨年の15年

度までの6年間にわたり、用地買収、道路整備というような形で整備をしてきて、15年度で整備を完了したというところでございます。

全体の事業費としましては、6年間で約11億8,000万円、地元負担はそれぞれ年度ごとによって差がございますけれども、トータル約1億8,800万円ほどになるかと思っております。整備後の状況でございますが、先ほど申し上げました2.8メートルから5.8メートルの道路幅員が、トータル10メートル、うち2.5メートルが片面歩道でございますが、歩道を確保し、一般車両あるいは大型車両の通行、それから周辺住民の方の交通安全上の歩道確保という形で整備をしてきた成果という形で受け止めてございます。

評価につきましては、この整備そのものが道路整備ということで、周辺住民の方には喜んでいただいているというふうに理解してございます。また、漁村環境なり、地域のまちづくり、これらにも寄与してきていると評価してございますし、また、私どもだけではなく、この関連道の整備に合わせまして、水道局の協力あるいは年次合せ等もいただき、下水道の整備あるいは建設部が行いました本通の拡幅整備、これらをあわせた結果、浜通の一部まで中央バスがバス路線を延長したというような地域全体としての評価の方が大きいかというふうに理解してございます。

佐々木(勝)委員

祝津地区水産廃棄物処理施設等について

次に、祝津地区水産廃棄物処理施設について。

(経済)水産課長

祝津地区水産廃棄物処理施設と、非常にかた苦しい言葉になってございます。端的に申し上げまして、漁業として、祝津地区を中心としてホタテの養殖をやっております。この養殖に使いますホタテの養殖かご、これらを洗浄し、海の中にいますプランクトンあるいは貝類等々の排せつ物、これらが養殖かごに付着するわけでございますけれども、これらの付着したものを水圧あるいは振動によってかごから除去するという形で、養殖作業をしてございます。この付着したものが水と付着物とに分離し、それらをそれぞれ海にあるいは廃棄物として処理する施設を持ちたいということで、小樽市漁業協同組合が事業主体となりまして、国・道合わせ、市の補助も含めまして、1億4,300万円ほどですけれども、その2分の1が国、10分の1が道、10分の1が市ということで、整備してきた施設でございます。ホタテにつきましては、小樽の沿岸漁業の4分の1、約4億円を超える漁業収入になってございまして、従前は岸壁でこれらの漁港作業をし、手ですくい、付着物をかごに入れていたという部分を屋内の施設でやることにより、排水、付着物等の分離、これらの作業をし、漁港環境の水産廃棄物関係の処理の経費削減あるいは周辺環境に寄与したいということで、整備してきてございます。建物につきましては、461平方メートルで排せつ付着物施設が分離機が一式ついてございます。

成果なり評価としましては、漁業者としては、今まで岸壁でやっていた屋外作業が屋内の中でできる。あるいは、テントを張りながら天候に左右されながらやっていたものが、天候の悪い日に屋内でもできるというような漁業者にとってはメリットのある部分、それからこれらの施設が祝津漁港そのものの環境改善にも寄与していく、あるいは大きくいいますと、祝津地区の観光客の来る地域の、においを含めた環境改善にも寄与しているものとして評価してございます。

佐々木(勝)委員

地場産業振興事業の展開とキッズベンチャー事業について

それでは、その次の地場産業とキッズベンチャー、これを二つ続けてお願いします。

(経済)産業振興課長

地場産業振興事業の展開ということで、この中には4本の事業が入っております。こちらはいずれも民間主導の実行委員会形式で行われたものでございます。

順次、概要を説明させていただきます。

地場産品等販路拡大事業費補助金で300万円予算で、市町村振興協会から100万円で、経済産業省から150万円の補助で小樽市は50万円補助ということになってございます。その中では、いかに地場産品の販路拡大を図るかということで、インターネットを通じたり、又は実際の展示会を行ったりしながら進めていくという事業でございます。現在、インターネットを通して30ほどの企業が展開されておりますけれども、今後また拡大をかけていくということを考えますと、これから販路拡大をかける上で、重要な事業であると感じております。

キッズベンチャー事業費補助金なのですが、こちらは100万円の事業で市町村振興協会から66万7,000円、あと3分の1を小樽市が負担しています。こちらにつきましては、市内の小中学生なのですが、ものづくり、どんなものをつくるかから始まりまして、その後、実際に販売するまでを経験するということでのキッズベンチャー事業として行われたものでございます。前期と後期に分けまして、平成15年の6月から11月にかけてが前期と、後期については9月から12月までということで、実質140名ほどの小中学生が体験しております。こちらにつきましても、平成17年の1月にはキッズベンチャーの全国大会が小樽で行われるということを知っておりますので、その上ではより大きな展開がされるものと期待してございます。

それから、全国世界職人学会 in 北海道についての事業費補助金についてでございますが、こちらは100万円の補助でございます。そのうち市町村振興協会が66万7,000円で、残額の3分の1は小樽市負担ということになってございます。昨年の9月20日から23日まで、国内外の職人が連携しまして、いかに連携協力を今後つくっていくかということでの場づくりということで、実質来場者数4万5,000名ほどの中で、職人参加数が約1,021名ということになってございます。これは今年の11月でございますが、岐阜県の飛騨高山市で第2回の世界職人学会が行われるということで、まちぐるみで高山市で行われるということを考えますと、よりいっそう連携が図れるものということで、期待しているところでございます。

それから、ものづくり展の開催運営費補助金につきましては、100万円の補助で市町村振興協会から66万6,000円で残り3分の1が小樽市の補助ということになってございます。これは小樽市内、今もそうですが、かつてお菓子づくりというのが盛んでして、そのお菓子づくりについて市民にアンケート調査するなどしまして、その中で展示会も行いながら、よりいっそうこのお菓子のまち小樽を高めていきたいということで行われたものでございます。この中では、市内の企業の皆様、関係企業で製造されています皆さんを含めて、また、小樽商科大学の学生も一緒になって、このものづくり展にかかわったということでは、また、これにかかわった菓子業界の皆様にお聞きしますと、今後、より連携が大切だということも言うてございますので、今後どういう形で展開するかということも皆様で協議なさっておりますので、その上では一定の成果があったというふうに考えてございます。

(経済)観光振興室企画宣伝課長

続きまして、小樽フィルムコミッションのホームページについてですが、小樽市内のロケ資源の紹介や宿泊先、あるいはまたレンタル業者など、撮影関連企業の紹介、こういった情報を提供しまして、撮影の誘致を図るとともに、また、一般観光客に対してはロケ地を紹介してロケ地めぐりをしてもらうことを目的として、開設いたしました。またさらに、海外からの取材を誘致するために、日本語のほか、英語、ハングル、中国語、中国語につきましては、繁体字と簡体字というのがありますので、この二つに翻訳しております。これまでのアクセス数ですが、合計約1万8,600件に及んでいます。また、ホームページを見て、制作会社からの問合せも30件ほどあります。また、小樽フィルムコミッションのエキストラ会員の申込みについても、新年度40名ほどエキストラ会員の登録申込みがあったわけですが、このうち8割ほどがこのホームページからの申込みとなっています。

また、評価についてですけれども、全国的にフィルムコミッション活動が活発化してきておりまして、地域間競争が非常に激化している状況にあります。いかに地域の特性、小樽ならではの特性をつくり出してPRすることが求められておりますけれども、他の地域を先取りした形でこういった事業をしたことに対して、高い評価を受けて

いるところであります。

佐々木(勝)委員

コンテナ航路関連施設の整備ほかについて

それでは、最後になりますけれども、港湾部関係のところを一括して。

(港湾)港湾振興室小林主幹

まず、コンテナ航路関連施設の整備の目的でございますが、近年港湾貨物の輸送形態がばら荷からコンテナ化へ大きく変化しており、小樽港におきましても、それに対応するため平成14年9月より中国コンテナ航路が開設されましたが、その受入れ態勢の強化を図ることが目的でございます。

内容としましては、主にガントリークレーン、冷凍コンテナの電源、くん蒸庫の整備でございます。これらによりまして、荷役のスピードアップ、取扱貨物の品種の増が図られております。

成果といたしましては、小樽港におけるコンテナ航路の信頼性の向上が図られ、ひいてはコンテナ貨物の増加にもつながったものと評価しております。

2番目の小樽運河のしゅんせつ、北運河でございますが、目的としましては、運河の底にたまっている汚泥から有機分が水中に溶出したり、メタンガスあるいは硫化水素による悪臭の発生が見られ、苦情が出ているため、環境の改善を図るものであります。その苦情は、観光客以外にも、周辺の作業所あるいは係留船の船主からも出ております。

内容としましては、その原因となっている汚泥の除去を行うものでございます。

成果、評価としましては、昨年からはまりましたが、今後3年ほど継続して行うことから、まだ顕著な結果は出ておりませんが、周辺の環境改善、運河水質の改善が図られるものと考えております。また、観光客の北部運河への回遊を進める上でもその後押しにもなるものと考えております。

佐々木(勝)委員

今、各所管からいろいろ聞きました。評価というところの部分については、目的に照らしてどうだったのかというところが大事になってくるのではないかなと、そういうふうに思います。ただ、学校でいえば、到達度評価、相対評価をしているのではなくてということで、もう少しその点では、これからの中で事務事業の評価の観点も、もう少し整理してやっていきたいなというふうに思いますが、今回、通告しておいて、どういう反応かなということで一通り聞きました。この後、各部のところ求めていく問題もありましたけれども、各部でいわゆる15年度に重点をかけた事業についてお聞きしていこうというふうに思いましたが、時間の経過がございますので、これはまた別の機会にします。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時17分

再開 午後3時40分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党。

-----  
古沢委員

私は3点のことでお尋ねしたいと思います。最初は菊地委員がやる予定だったのですが、譲っていただきまして、時間が残せたら菊地委員もやることになると思います。

市税の収納率について

最初に、2点で簡単に。市税収入の問題で最初に伺います。

この間、新聞報道があったり、昨日来の決算特別委員会で他の委員からもいろいろ質疑がされておりましたが、私はちょっと見方を異にします。

それで、お尋ねしたいのですが、まず全体、概括的に見ますと、確かに景気とその他の動向を反映して、主だった税の調定は相当落ちていますが、それに比べて、収入率、収納率の状況は変わっていないというか、微増ですが、収納率が上がっているというふうに見るわけですが、いかがですか。

(財政) 税務長

先ほどのご質問にもございましたけれども、全体的には1.8パーセント、収納率としては1.5パーセントの減、それから横ばいのもの、上がっているもの等々ございますけれども、固定資産税、都市計画税の中では2.7パーセントなり2.8パーセントと、特別土地保有税につきましては大幅に減ということで、これはもうやむをえない問題だと思いますけれども、ほかの部分では横ばい傾向か、若干下がっているというように思います。

古沢委員

調定率の減の状況でワーストスリーを挙げるとしたら、都市計画税、それから固定資産税、それから個人市民税、こういったところが挙がると思うのですが、いずれも5パーセント台で調定が落ちている。これに比べて、それではこのワーストスリーが収納率でいえば、調定率が落ちているにもかかわらず、わずかとはいえ、前年対比で上がっているというのが一つの特徴だと私は見るわけですが、これが一つです。

それと、あと固定資産税の件で若干聞きます。直近5年間を見ますと、現年度でいえば、収納率は13年度が一つの分岐点になって、14年度以降というふうに大きく変化をします。つまり95パーセントから96パーセント台の収納率から、14年度以降、90パーセントという状況に変わるわけです。したがって、収納未済額の推移も2億円台から3億円台の状況で推移していたものが、14年度から一気に7億円台、6億円台というふうに大きくはね上がります。ここには特別の要因が当然あったと思うのです。固定資産税ですから、法人・個人市民税とはちょっと性格を異にしますので。

それでは、滞繰分ではどうかといえば、14年度以降、現年度が大きく収納未済額においても、収納率においても、変化するわけですが、その14年度の変化したものは滞繰越分の調定としていえば、15年度に反映してきますから、滞繰分でいえば、15年度から大きくまた状況が変わります。つまり、滞繰分の調定額が固定資産税でいう10億円の大台を大きく突破して、13億円という状況になる。ここでもやはり滞繰分がこうした大きな変化を来す特別の要因があったのではないかと。

そこで何があったのかということですが、日経ビジネスの市長発言です。これが如実に物語っている。それこそが特別の要因として、固定資産税の場合でいえば、14年度以降大きく数字的な変化を来したのではないかと、こういうふうに見るのですが、いかがですか。

(財政) 税務長

確かに、収入未済額、それから滞繰の調定額の分につきましては、今回増えていると。特に滞繰につきましては15年度からと。14年度の収入未済、現年度分については14年度、15年度と大きく増加しているということでございます。確かに、今の委員のお話でございますけれども、その部分のことについては、私どもお答えする立場ではないということでございます。

古沢委員

ある特定の税目が他の税目と比べて著しい変化をする。何かの要素があるはずなのです。決算特別委員会ですか

ら、お答えする立場にないというのでは困るのではないですか。

(財政) 税務長

お答えする立場にないという点は、私ども、これは個別的な、個々の要因については、ここではお答えすることができないということでございます。

古沢委員

いや、いいのですよ。守秘義務のない市長がしゃべっていただいていますから、特別な要因が働いたわけです。

そこで、どのように新聞報道などの見方と異にするかということで、そうであれば、市長発言を基にして、15年度決算の収入状況、14年度との動きも見ながら、一定の見直しをかける補正をかけてみなければいけないだろうというのが、私の見方です。

そこで、市長は言いました。滞納額は年間4億七、八千万円、2年間で10億円だと言っています。13年度まではいろいろ悪戦苦闘しましたが、OBCは何とかおさまりましたと推計して、14年度からはそのまま残っているわけです。ですから、例えば14年度、小樽市の財政の数字に14年度の調定、15年度の調定にこのOBCの分、2年間で10億円というのを補正を加えてみた場合に、収納率はどういうふうに変化するか。現年度でいえば、93.6パーセントから96.5パーセントへと変わります。15年度も同じく93.6パーセントから96.7パーセントへと変化します。滞納分、先ほど言いましたように、15年度に反映しますから、滞納分の収納率が23.6パーセント、決算ではこういうふうになっておりますが、それが30パーセントまでいくかどうか。少なくとも27パーセントを突破するだろうというふうに見ることができます。現体系でこれを補正的に見ますと、収納率は決算では85パーセントですが、89パーセント台に上がるわけです。つまり、直近の前14年度、前13年度に比べてみて、収納率は大きく下がった、大変な問題だという状況でなくて、たいへん財政部、税務の現場サイドは頑張ってきたということを決算報告の数値は示しているのではないのでしょうか。このように思うのですが、どうですか。

(財政) 税務長

確かに、今、委員がおっしゃられました金額を足して収納率を出すということであれば、15年度の収納率というのは、だいたい13年度と同じような収納率になっていくのかなと、そういうふうを考えます。

古沢委員

もう一点、別の角度から見たいと思うのです。昨日、不納欠損の問題が議論になっておりました。15年度決算で約1億4,000万円の不納欠損がありますが、そのうち、昨日の質疑を引き継ぐ形でお尋ねしたいと思うのですが、処分停止、執行停止の1号、2号、3号該当と思われる区分で、昨日は報告されておりましたが、執行停止関連の不納欠損額とその他漫然時効完成分とえば、現場サイドの方はまた顔をしかめるのでしょうかけれども、わかりやすく言えば、まだ措置がされないまま時効が完成すると、漫然時効完成分との税額における、不納欠損額における割合はどの程度になっておりますか。

(財政) 納税課長

不納欠損の状況でありますけれども、滞納処分の執行停止の部分ということと、漫然時効という言葉、消滅時効と私ども呼んでおりますけれども、その割合といたしますと、全体の欠損額が端数を切り捨てまして1億4,450万円、そのうち執行停止による部分が7,670万円、割合が53.1パーセント、それから消滅時効による部分の欠損額が6,780万円、割合が46.9パーセント、こういう状況になっております。

古沢委員

伺いますと、13年度、14年度、15年度と、今おっしゃられた消滅時効に該当するものの割合、不納欠損額が増えているのです、その割合が。これ自体は好ましいことだとは決して思いません。これはこれとして、一つは問題提起しておかなければいけないのですが、頑張っておられますので、ここのところもさらに手が入るようにできればなおかついいなというふうに思いつつですが、職員配置の状況です。5年前の平成11年度との比較において、

15年度職員配置の状況を教えてください。

(財政)納税課長

平成11年度については、係長、一般職含めて23名、平成15年度については、係長、一般職含めて20名、ただし平成15年度には、平成14年度からですけれども、集金業務を行っている市税の嘱託徴収員というのを2名配置しております。職員の人数的には、23名と20名ということになっております。

古沢委員

嘱託員のことをいえば、14年度には再任用の職員の方も別枠で2名いらっしゃいましたね。ですから、今はお示しいただいたように、なぜ実働部隊、職員配置が減っているかということは、皆さんご承知の経緯であります。ですから、実働配置人員が23名から20名に減った。一部嘱託職員で2名補完はしておりますけれども、組織体制としては、縮小になっているわけです。それでなおかつ、特別、特殊な要素を補正して見れば、こうした組織体制、職員配置の縮小されている中でも、なおかつ15年度決算は財政部、税務現場は大いに頑張ったというふうに見ることができると思うのですが、いかがでしょうか。

財政部長

14年度から組織の見直しということをやりましたので、この分機能的に、機動的に動こうという形の中での職員配置が今ございます。ですから、11年度から見ると、正職員の配置という意味では減っておりますけれども、そういった中で対応して、努力をしてきている、そういう状況と認識しております。

古沢委員

1点だけ。さらに職員配置が縮小にならないためにもですが、実働配置の職員を減らすと、徴収対策で結果として変更を余儀なくされてくるのですね。ですから、その点が非常に気がかりです。つまり、現場に出向く、現地に出向くという職員の仕事のありようから、デスクワークが割合的に増えてくるようにならざるをえないという状況になると思うのです。ですから、徴収対策上は財産調査をして、滞納処分をして、ないものについてはさっき言いましたね、見事に三つ。取る、押さえる、落とすというふうに、実にわかりやすくというか、単純化して仕事が進んでいくことになる。けれども、本来は納税する市民は、暮らしているわけですからね。ですから、暮らしの現場で向き合っていくのが納税課の職員の大きな仕事だと思うのですが、これはいかんせん職員が削減されていくと、そういったことはどんどん縮小せざるをえませんかから、この点だけはぜひ強く要望して、引き続き頑張っていただきたいと思います。これは質問ではありません。税の関係はこれだけです。たいへんご苦労さまでした。

農業用廃プラスチック適正処理対策事業費について

二つ目は、決算説明書の150ページ、農業用廃プラスチック適正処理対策事業費に関連して伺います。

この事業の経緯について説明してください。資料を提出していただいておりますので、参照ください。

(経済)農政課長

農業用廃プラスチック適正処理対策事業でございますけれども、これは農業用ビニールハウスなどのビニール、ポリの廃棄物、これは廃プラスチックで産業廃棄物に当たりますので、この適正処理を図るため、平成9年度に北海道のモデル事業の指定を受けまして、平成11年度までの3年間行ってございます。資料として出しましたこの表をごらんになっていただきますとわかりますけれども、平成9年度から11年度までは北海道と農協の負担で実施してございます。このモデル事業終了時に、JA新おたるの方から、平成12年度以降についても経費負担が大きくなるので、市の方で助成願えないかというようなことが求められまして、協議、検討した結果、小樽市、それから農協、農業者、この三者で負担をするということで実施してきたものでございます。その処理方法につきましては、ビニール、ポリ、それぞれ分別いたしまして、破碎、洗浄いたしまして、リサイクルの方に回すということになってございます。

古沢委員

16年度には、この処理事業が予算計上されていないのですが、つまり事業としては廃止なのですが、その理由を示してください。

(経済)農政課長

この事業については、農業用廃プラスチックの適正処理を図るということを目的に実施してきたものでございまして、北海道のモデル事業の開始から、平成15年度まで7年経過しておりまして、この適正処理につきましても、認知、周知につきましては、所期の目的を達成したものではないかということで、平成16年度から廃止したものでございます。

古沢委員

資料を見ていただければわかりますが、事業費の欄をご参照ください。小樽の場合は、農家戸数はそれほど多くありません。しかし、農家の主体はハウス農家です。2年に1度ぐらいはどうしてもハウスのビニールを新しいものに変える、更新しなければいけない。確実にこの資料を見たらおわかりのように、そういう使用するビニールハウスの量が、つまり廃棄する対象となるビニールの量が多くなってきているという状況が一つわかると思います。それと、ここに来て台風被害です。営農施設でいえば78件、約3,100万円の台風被害だというふうに通時的に報告されています。ハウス農家の被害が多くを占めておりますので、16年度に廃止して、そして台風が大きな被害をもたらしたと。そうすると、一般の廃棄物、家庭のごみ、それらについて台風関連で市民向けに対策を講じている市の在り方と、この問題とで、少し検討を進めてほしいというふうをお願いしていたのですが、検討状況はどういうふうになっていますか。

(経済)土屋副参事

今、委員がおっしゃられるとおり、今回の台風で被害が出まして、特にビニールの被害が大きかったということがあるのですが、ただ、今、農政課長の方から話しましたように、私たちは、この農業用のビニールにつきましては、農業用の廃プラスチックということで適正処理をしなければならないということで、平成9年度から3年間は道のモデル事業で、その後4年間、市も財政支援をするという形の中で、この適正化事業の浸透といいますか、啓発といいますか、そういうものを図ってきまして、ようやく近年になってこれが農業者の間で浸透いたしまして、ある程度定着化したといいますか、適正処理が進められるようになりました。確かに今回の台風である程度、相当量のビニールが排出されるということが考えられましたけれども、あえてそれを今回の環境部が対策をとられた小樽の最終処分場の方に持っていくということではなく、自然環境への負荷を軽くすること、あるいは資源の有効利用という観点から、これまで私たち、くどいようですが、長くそういう啓発事業をやってきましたので、今回のこの台風につきましても、できれば従来の扱いをした方がよいのではないかと、このように考えまして、私たちといたしましては、あえて環境部の対策の方を、こういうことがありますよということで農家の方に積極的にPRをするだとか、あるいはそこに持って行って排出するよというふうな指導は行わなかったということでございます。

古沢委員

従来のように今回の場合は扱うということをおっしゃったのですか。

(経済)土屋副参事

そういうことでございます。

古沢委員

従来のように扱うのだとしたら、通常台風のない更新の廃プラスチックの処理と同じようなところで、とりあえず1年延期したにすぎないです。台風対策だから、もう少しきちんと対応をとろうということで、経済常任委員会でも議論にもなったし、農業委員会でも議論になったのではないですか。

(経済)土屋副参事

言葉足らずだったかもしれませんが、今回の台風の被害で多量のビニールが廃棄されるのではないかと、こういことが今申し上げましたように、じゅうぶん考えられるわけですから、その処理については、従来の方法で私どもはやはりやっていただきたいと思います。今回の台風についての措置としては、もう一方の方で先ほど来お話しされていますように、ビニールハウスの被害が非常に大きかったものですから、これに対する財政支援というものも農家の方から要望が寄せられているということもございまして、小樽の農協などと協議をする中で、とりあえず小樽市としても、今そういうハウスの再建に関する財政的な助成をしていこうと考えていますから、その中で当然ハウスは、古いハウスを壊して新しいハウスをつくっていくことになっていきますので、今お話になっているビニールの廃棄処分の部分の費用も含めるような形の中で、助成策を検討しているということでございますので、ひとつご理解いただきたいと思います。

古沢委員

従来の助成額を上回る形で検討しているということで、受け止めておいていいですね。

工事の入札方法について

三つ目の方に移ります。

最初に、法律や条令で本文とただし書きというのがあります。いったいどういうものか、どなたか説明してください。

(総務)田中主幹

では、法令用語としての説明をさせていただきます。条文がございますけれども、その主たる文章については通常本文という形で、その後に文章が続く場合に、ただしという字句でもって続く規定のものがあれば、ただし書き。それを本文のただし書きという形で呼んでおりますけれども、その使い方でございますけれども、幾つか使い方はあるのですけれども、通常の場合であれば、主たる文章、本文に対する除外例ですとか、制限的、例外的な条件等、そういうものを規定するときに使われる場合が多いというふうに思っております。

古沢委員

市の発注工事で15年度の平均落札率は96.4パーセントですが、資料を出していただいておりますが、北海道における15年度、発注機関別入札契約実績の委託において、発注3部、さらにはその他の後志支庁分を数字で示してください。

(財政)契約管財課長

北海道における発注機関別の委託の関係の落札率ですが、後志支庁につきましては92.7パーセント、小樽土木現業所については93.1パーセント、森づくりセンターが92.7パーセント、その他後志支庁発注分につきましては86.7パーセントとなっております。

古沢委員

同じく資料を提出していただいております。道内の10万人以上の他市における落札率ですが、低い方から三つほど挙げてください。

(財政)契約管財課長

一番低いのが函館市が92.79パーセント、そして札幌市が92.83パーセント、旭川市が93.96パーセントとなっております。

古沢委員

ちょっとところどころ飛ばしますが、実は平成9年の1定の予算特別委員会で、現在、株式会社ドーコン、当時は北海道開発コンサルタント、これの発注に関連して我が党の琴坂議員がチェック機能について質問しております。このときに、財政部長がどのように答えられていたのか。そして、その後どのように検討が進められてきたのかを

お答えください。

(財政) 契約管財課長

当時の琴坂議員の質問の中で、当時の財政部長の答弁ですが、「昭和54年以降、工事の設計審査は審査室で実施している。委託契約について、全庁的な清掃、警備については、契約管財課で行っており、それ以外は業務内容に応じて原部で行っている。組織体制については、どのような形が望ましいのか、組織ともかかわってくるので、今後の研究課題としたい」というふうに答弁しております。それで、その答弁に対するチェックということですが、業務委託の場合につきましては、契約条項の中で再委託というのは原則できないことになっておりまして、委託業務内容によっては、業務内容の一部を再委託する場合につきましては、あらかじめ書面で承諾を得ることになっております。その場合には、所要の手続を必ずとり、厳正に再委託についてチェックをすることとしております。

古沢委員

そここのところもいろいろあるのですが、先に進みます。

これは当時、この会社が指名停止事案を発生させていたとか、豊浜トンネルの事故に関連して受注した工事、これを下請に受注金額の5分の1ぐらいの金額で丸投げしていたとか、そういう問題があって取り上げたテーマだったのです。そこで、資料をいただいております。平成15年7月30日執行の(仮称)オタモイB住宅実施設計業務に係る入札の落札者名、そして落札価格、落札率をお知らせください。

(財政) 契約管財課長

この入札につきましては、建築都市部で行ったものであります。入札参加業者が11社、落札金額が1,870万円で、予定価格1,946万円に対しまして、落札率96.1パーセントとなっております。

古沢委員

96.1パーセントです。最高値で入れた入札業者は1,910万円、落札価格は1,870万円、わずか40万円の間に11社がなだれ込むと。以前この問題を取り上げたときに、神の手が働いたというように私は言いましたけれども、もう同じことを言っても仕方がない。離れわざみたいな入札が行われている。この入札11社に加わったうちの1社が、平成12年に勝納の市営住宅の実実施設計業務に係る入札に参加しています。このときの入札予定価格と、落札価格、落札率、落札業者名、挙げてください。

(財政) 契約管財課長

それにつきましては、入札参加業者が5社、予定価格2,900万円、落札価格1,470万円、落札率は50.7パーセント、落札業者名は株式会社北海道日建設計であります。

古沢委員

北海道日建設計が12年には予定価格の50.7パーセントで落札したと。15年の(仮称)オタモイB住宅実施設計業務の入札では、わずか差額40万円の中に入り込むという、しかし落札はできなかった。これほど落札率が低い、こういういわば競争性が大いに働いた入札、オタモイB住宅との関連でその違いは何だと考えていますか。

(財政) 契約管財課長

落札率の違いでありますけれども、平成12年の勝納住宅につきましては、オタモイB住宅の入札時よりもいっそう業者間で競争が行われ、落札業者の企業努力の結果と考えております。

古沢委員

勝納のときは競争性がいっそう働いたのだと。そうすると、オタモイB住宅は競争性はあまり働かなかったということになるのですけれども、いいですね。

聞きますが、勝納の場合は5社のうち3社が道外本社の会社です。道内会社が2社。道内会社の2社と道外会社の3社の競争性が働いたと見るのは、あながち私のかってな見方ではないと思うのです。そういう意味では、いろいろなことがあって競争性が働いたのですが、そこで50.7パーセントで落札した実施設計業務、何か不都合は生じ

ましたか。

(財政) 契約管財課長

私の方では不都合があったとは聞いておりません。

古沢委員

小樽市契約規則第9条に指名の方法を示しておりますが、どのように言っていますか。

(財政) 契約管財課長

第9条につきましては、「指名競争入札において、当該入札に参加させる者の指名に当たっては、指名競争入札に参加する資格を有すると認められる者についてあらかじめ市長が作成する指名競争入札参加資格者名簿に登録された者のうち、当該入札に係る契約の種類及び金額に応じた区分に登録された者の中から指名するものとする」とあります。

古沢委員

その今言われた15年度、16年度の資格者名簿、設計・測量等にかかわって道内分、そのうち建築設計で登録されている業者数は、何社ですか。

(財政) 契約管財課長

118社となっております。

古沢委員

それを11社に絞り込んだ理由と、加えて市内業者をここから排除というか、入れなかった理由。

(財政) 契約管財課長

この当時の選考基準ですが、資格者名簿にある市内又は道内の1級建築士事務所のうちから、1級建築士を5名以上有すること、それと3年以内に共同住宅の設計実績があること、1年以内に官公庁業務の受注実績があること、過去1年間の建築設計での平均請負金額が500万円以上であることということを条件にしたということです。市内の登録業者は、これらの条件に該当しなかったということで、指名はされなかったということです。

古沢委員

それで、工事でも業務委託の場合でも、今おっしゃられたような基準を定めることを含めて、指名業者選考のしくみはどういうふうになっているのですか。

(財政) 契約管財課長

業者指名のしくみですけれども、工事を発注する部局、例えば水道局だとか建設部、港湾部におきましては、部内の管理職などで構成する工事等委員会というものをつくりまして、その中で審議しているということになっております。それ以外の部局におきましては、発注担当課が職員と上司などで検討し、部内で案をつくって専決者の決裁をとっていくという形になります。また、場合によっては、業者登録関係の契約管財課も相談に乗るといったこともやっております。

古沢委員

業務委託ですから、契約管財課長にお答えいただくのはちょっと筋違いなことを承知の上でお尋ねしたのですが、今聞いたことを踏まえてちょっと考えたいと思うのです。小樽市内の登録業者を対象とした場合、小樽市は指名競争入札を主としておりますから、業者の選定はどのように行っていますか。

(財政) 契約管財課長

市内の業者で工事の場合につきましては、入札参加対象金額に応じたランクに分けております。その中から指名することにしてはありますが、その中の一つのランクに業者が10数社しかいない場合につきましては、全員を指名、一つのランクでもけっこう多いところにつきましては、二グループに分けて指名する方法でやっております。

古沢委員

小樽市でやっている指名競争入札は、行政の側の裁量権というか、そういうものが働きづらいというか、小樽型だというふうには私は思うのです。ですから、ちょっと違うようではすけれども、ある意味では地域限定型の一般入札に近いような、要するに業者選定をしない。登録の在り方は別の問題として議論がありますけれども、登録された業者は基本的には全員対象にして指名競争入札を行っている。ある意味では地域限定型の一般競争入札に若干近いような、そういうような入札を行っているというふうに考えてよろしいですか。

(財政) 契約管財課長

小樽市でやっている現在の指名競争入札は、ほとんどランクに入っている方全員を指名するという方向でやっておりますが、一般競争入札につきましては、これは地域は限定をされるということはありませんけれども、市に登録されている業者以外でも希望する方は入札に参加できるということがありますので、市で今やっております指定されたメンバーでの入札とは、競争性などにおいても違うものと認識はしております。

古沢委員

あえて言えば、地域限定型条件付一般競争入札的な指名入札を小樽市はやっているわけです。これはこれで私はすぐれたやり方だと思うのです。

ちょっと先に飛びますが、次に適正化法との関係で考えたいのです。市の発注工事に関する予定工事、それから入札契約における情報の公開などの新しい要綱がつけられましたけれども、いつから施行されていますか。

(財政) 契約管財課長

平成14年4月1日から施行しております。

古沢委員

その中で情報公表に関する要綱が定められていますが、その第3条の(1)ウ(ア)、物すごい条文のつくり方なのですけれども、そのまま読みました。第3条の(1)ウ(ア)指名競争入札において入札通知時、つまり入札執行前という意味ですが、公表する事項について定めてありますが、何ですか。

(財政) 契約管財課長

3点ありまして、一つ目は工事の名称、二つ目は入札の日時、三つ目は入札参加予定者として選定された者の名称となっております。

古沢委員

先ほど勝納の設計委託について聞いたのは、実はこのことに関連するからなのです。競争性が働いた。つまり5社しか参加しなかったのだけれども、入札執行前に参加する5社、それぞれが承知しない、入札会場で初めて知りうるといって競争性が働くような、そういう入札執行だったのではないかと。平成12年のこの実施設計業務委託の入札については、どうですか。

(財政) 契約管財課長

平成12年当時の設計関係の委託でその業者名がわかっていたかどうかというのは、原部の方の入札ですので、聞いてみましたが、それはちょっとわからないということでありました。今回のいわゆる競争性というのですか、落札率が違ったのはどうかということですが、それはもう今となっては推測でしかありませんので、我々にはわからないところがありますので、競争の結果ということしか言えないと思います。

古沢委員

これもまた別の機会に宿題になるのです。まだ12年からわずか丸3年しかたっていない。小樽市の場合、文書保存の規程があって、3年までといったらどういう文書ですか。軽易な文書ですよ。契約にかかわるような文書が3年しかたっていないのに手元にないということは、これ自体、また別の議論ですから、時間がもうとうに過ぎていくでしょうから、それはやめます。

そこで、その前に答弁いただいた入札参加予定者として選定された者の名前を、事前にそれぞれに今度参加する

のはあなたです、あなたです、あなたですと参加する人にみんなにふれ回るわけですけれども、それは適正化法を根拠にして定めたのだと思うのですが、では、その適正化法の第8条本文、そして1ではどのようにしているのだろうか。

(財政) 契約管財課長

第8条につきましては、「地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を公表しなければならない。入札者の商号又は名称及び入札金額、落札者の商号又は名称及び落札金額、入札の参加者の資格を定めた場合における当該資格、指名競争入札における指名した者の商号又は名称その他の政令で定める公共工事の入札及び契約の過程に関する事項」となっております。

古沢委員

今お読みいただいたからおわかりのように、本文の後、1と続くのですが、それは入札者の商号又は名称及びというふうに条文がつくられている。入札者の、つまり入札に参加する者ではないのですよ。入札者ですから、入札執行後、これこれこれについては公表しなければいけない。文脈上からいっても明らかだと思うのですが、この第8条のつくり方は、どうですか。

(財政) 契約管財課長

これにつきましては、解釈というのは、その後にも指名競争入札における指名した者の商号、名称というものがありますので、指名競争入札の場合の指名したものを公表できるというふうに考えております。

古沢委員

適正化法の施行令第7条、公表に関する規定を定めています。先ほど言った第8条、親法では政令で定めるところによって次の事項を公表しなければならないとなっておりますが、それを受けた政令の第7条、その第2項の本文そして第3号を説明してください。

(財政) 契約管財課長

第2項につきましては、「地方公共団体の長は、公共工事の契約を締結したときは、当該公共工事ごとに遅滞なく次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、第1号から第8号までに掲げる事項にあっては、契約の締結前に公表することを妨げない。」

第3号は「指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称及びその者を指名した理由」となっております。

古沢委員

最初に聞きましたね、本文とただし書き。本文は原則規定で、ただし書きは例外的規定だという内容の答弁をいただいているのですが、本文では、公共工事の契約を締結したときは、遅滞なく以下に掲げる事項を公表しなければいけないというふうになっていて、その中に入札指名した業者の名前。ただし書きの中にもこの3の指名した業者の名前、ただし、これは締結前にも公表することを妨げない。例外的な規定です。ですから、第8条は本来、事後公表というのが原則としてつくられた法律なわけです。何といたってそうでしょう。事前にわかってしまえばどうなりますか。そんなもの、皆さんは、現場でいろいろ経験しているから百も承知です。

それで、資料をいただいておりますが、道の総点検結果、2の(4)のA、指名業者の公表についてどういうふうに道は言っているのですか。

それまで入札執行時だったのだけれども、入札執行後に改めたところなのです。実はこれ平成12年4月以前は、指名通知後公表するというふうにして、今の小樽市がやっているようなやり方でした。それが12年4月以降、今度に入札執行時に公表するというふうになった。それが適正化法を受けて、入札執行後に改めたというふうになっているのです。参考までにこの法案が審議された150国会、民主党の武正議員がこの点に関連してこのように質問しています。「公表するもの、公表を控えた方がいいものがあるのだと思うのだ。談合防止のためには、指名業者の公表と

というのは、実は控えた方がいいのではないかなと思うわけですね。入札参加業者が明確になって談合を助長してしまうからであります。こういうふうにお尋ねになって、これに対して風岡政府参考人が「契約締結後に行うということが基本だ」とお答えになっている。いかがですか。

(財政) 契約管財課長

小樽市の要綱をつくったときの根拠になりますが、この指名通知時に公表するという事は、一つは平成12年2月の中央建設業審議会の建議において公表していくというような大枠の流れができて、その後、平成13年4月に適正化法が成立して施行されました。それに基づいて行ってきたわけですが、ご指摘の指名業者の公表時期につきましては、平成13年4月に、国土交通省が発注する工事において、その入札契約の経緯並びに契約の内容等にかかわる情報の公表について、国が手続を決めております。その中では、指名競争入札を行う場合につきましては、指名通知時に業者名を公表するというふうの規定をしておりました。そのため小樽市としましては、この国の公表方法に準じて同様の方法で公表するということでしてきております。

古沢委員

もうまとめます。たいへん申しわけありません。課長、平成15年度に今おっしゃられた国土交通省直轄工事等における入札契約の改善というのをしています。その中で指名業者名は事後公表というふうに言っておりますよ。あなたが今おっしゃったのは、13年度の通知でしょう。15年度で改善されて、そういうふうにいるのです。だから、そういったことも含めて、まとめですが、3点お尋ねしたい。

一つは、市が発注する工事、業務委託、これは問わず、原則的には市内業者への受注拡大の方向をいっそう進めてほしいということは、いかがですか。

財政部長

基本としては、姿勢としてはそういうことで今までも考えておりますし、これからもそうしていきたいと思えます。

古沢委員

これは要するに発注件数、金額においても、より市内業者へシフトしていくという意味が伴うわけですが、同時にそれは市内業者間のよりいっそうの競争性を高めるという方向での指導や援助が必要になると思います。今のままでは、これは市民の批判にもちょっと耐えづらかなという状況を率直に言って感じます。ですから、そういった点での指導援助も、市の側には求められると思います。

二つ目です。市内業者限定以外の入札、先ほどのように小樽市の業者が外れるような選考基準で道内業者だけ指名してやるというような場合ですが、こういったときには、差し当たって指名選考を、公正性を保つということで、例えば第三者機関にゆだねるというような方法の検討あるいは指名業者を決める場合にでも参加業者数をより多くするという、競争性を高めるためにそういう改善。何よりもそのためには参加業者名については、事前公表はやめる。いかがですか。

財政部長

今まで議論の中で市内業者を外すというか、意図的にというわけではなくて、いろいろな受注をしてもできないかという部分もありますから、それなりに事前に当たるなり、いろいろ調査をした上で、結果として道内業者しかいなかったとか、そういうケースもあるわけでございます。それはご承知だと思います。今まで各部局、発注部局に工事等委員会などを設けていると基準としてやっておりますので、これも一定程度、第三者機関にそれをかえてというのも、正直に言って、まだ決めかねるところでございます。それで、事前に港湾部でも今でいう建設部も水道局でも、その辺きちとした形の中でやっておりますから、それについては今後変えるかどうかという必要性は、私は、それほどないのではないかなと思うのです。

ただ、要するに入札制度全体の問題として、今年の第1回定例会だと思いますけれども、議会の中でいわゆる財

政状況が非常に厳しいから、何らかのことが必要ではないかと。それで、ただいまのご意見の中にあったような入札率、これは他都市から見ても、相当まだ高いと。こういうものをどうにかしなければならぬのではないかとというご指摘、ご意見も議会の中でいただきました。私どもは4月以降、それに向けて関係部局の職員によるワーキンググループをつくって、今日までいろいろ議論してまいりましたので、その中で今のいわゆる限定する、あるいは事前に公表をしないだとか、そういったような課題も含めて、いろいろ検討している最中でございます。ですから、結果まもなく年度内にまとめて、できれば新年度早々そういう形でやっていきたいなというふうに思っておりますから、その辺については、まだまだいろいろ議論の余地もありますので、いろいろ詰めて改善していかねばならないというふうに思っています。

古沢委員

改善方向の三つ目です。これが最後ですけれども、いや、今の関係でいえば、市内業者の場合は、名簿登録業者全員を対象にしてやるのですから、市内業者を入れない入札でしたら、思いきって一般競争入札にすればいいのです。ついでですから、どうですか。

財政部長

一般競争入札といいますか、やはり範囲が非常に広がるという可能性がありますね。そうしますと、その中から不適正だとか何とかという、そういう事前の審査ができないおそれがあるわけなのです。要するに登録した時点である程度それは経営審査事項だとか、いろいろな事業報告だとか、営業実績だとか見て、物品から工事までいろいろやりますけれども、それで、小樽市の指名登録になるのですけれども、しかしながらその間になかなかきちんとできないこともありますから、原則2年間指名期間がございますので、そういう中で、特に工事であるとか、設計委託であるとか、そういったものについて、もうすべてをとということになると、そういう部分での懸念がかなりありますので、それについては、今の段階では踏みきれないです。ただ、物によっては、公募型でもって範囲をいろいろ限定したり、広げたりとかでもってやりようはいろいろあるかなというふうにも、それは今いろいろなワーキンググループの中で検討しております。

古沢委員

このメモがいついっているのでしょうか、括弧書きを見てください。資格調査などは入札の後にやればいいではないかと私は書いてあるのだけれども、そんなもの事前にわっと来たやつを審査すると、大変だなんて騒ぐことはないのです。事後に落札者の審査をすればいいわけ。そうやって、合理化すればやれないことはないわけ。ただ、事前公表をやめるとするのは、一つのポイントになると思うのです。当然、行政側にとってみれば、例の官製談合で批判されたように秘密性を持った場合に、業者とその暗闇の部分で結びつくという問題がまた戻りはしないかと。これはもう行政側の自浄性というか、自浄能力を高めて、それを克服するしかないのです。今みたいに、参加者を事前に明らかにして、連絡調整をしやすいようなやり方、いわば言い方をかえれば、そういう事前公表はやめなければいけないというのが法律の趣旨でもあるし、国であれ各地方自治体、公共団体でも、今それが大勢ではないのですか。ですから、そういった検討はぜひ急いで、できるところは早めに改善してほしい。

三つ目では、最低制限価格制度、これは3年、4年ぐらい前に、当時まだ98パーセントという高値寄りつきの落札状況、一位不動の原則などを挙げて、4回も入札しているけれども、一位札を最初に入れた人は4回目まで1位で通すと。ごくわずかな間に、天文学的なのというか、神がかり的な10社以上のやつがなだれ込みながら4回とも1位の札を入れ続けるなんていうことが、当時はあったのです。今、適正化法になりましたから、原則入札は1回です。予定価格は公表されているから、予定価格を上回って入れられて不調になるなんてことはありえないのです。だから、原則1回、同額の場合はくじですから、だから1回どんで決まるのです。だから、そういったときに、事前公表をやめるとということと、最低制限価格制度を入れるということと、低入札価格調査制度を導入する、改善をする。こういった方向があわせて、急いで検討していく必要があると思うのですが、どうですか。

財政部長

今の3点についても含めまして、もちろん検討しております。私どもの方では最低制限価格だとか、今の低入札価格調査制度ですね。これは規定では一応できるようにはなっているのです。まだ、実際問題はそれを入れた入札だとか何とかという形ではやっておりませんが、ですから、これが実際問題運用するかどうか、そういったことも含めて、検討課題としてもやっておりますので、基本的に公正性、公平性、透明性、こういったものを確保しなければならないと。そのために、いろいろ改善してまいりたいと思います。

古沢委員

これらの改善が具体的に浸透していけば、1定のときに他の会派の議員が質問されているけれども、地方自治体によっては、既にもう80パーセント台というところで競争性が発揮されていると。市内業者優先発注などを貫いていけば、市内の業者との協力関係、指導、援助体制だとしてとっていくことが可能だという方向だと思います。例えば、15年度決算でいえば、市長部局における工事の請負費は20億8,000万円です。それから、委託料は28億9,000万円です。合わせますと49億7,500万円、約50億円です。これが、札幌市や函館市並み、あるいは資料でご報告いただいた道の発注3部の後志支庁分の92.7パーセント並み、こういうふうにならずに改善されるだけで、財政効果は幾らになりますか。1億8,000万円ですよ。旭川市並みでも1億2,000万円、これを生み出すために、手法としてそういうことをやるということを言っているのではなくて、結果として、こういう財政効果に結びつくのだということを強調して、時間を延長していただきました。たいへん申しわけありません。終わります。

委員長

それでは、共産党の質疑を終結し、れいめいの会に移します。

大橋委員

決算説明書の中身について、少しお尋ねします。

埋蔵文化財発掘調査業務について

教育に関してですが、201ページに埋蔵文化財調査費があります。この中に占める大きなものとして、ホッケマ遺跡群調査費が5,800万円になっていますが、まずこれが受託事業収入になっていますので、受託事業収入とは何か伺います。

(教育)生涯学習課長

ホッケマ遺跡群調査費に係る受託事業収入でございますけれども、これは北海道が施行しております塩谷漁港関連道路整備工事と、それからもう一つは、市の水道局施工の中央処理区公共下水道工事に伴いまして、文化財保護法によりまして、埋蔵文化財発掘調査業務の委託を受けまして、実施した委託事業収入でございます。ですから、受託先というのは、北海道と市の水道局でございます。

大橋委員

作業員の派遣等の委託料が2,169万円あるのですが、これはパートを雇ったということだと思いますが、この雇用人員、それから作業日数、また、それに伴う延べ人数、これはどうでしょうか。

(教育)生涯学習課長

派遣作業員の件でございますが、まず人員につきましては、9名でございます。それから日数は平成15年5月19日から翌年の2月27日の間の192日でございます。それから、延べ人数にいたしますと、1,596人でございます。

大橋委員

この発掘については、発掘を指導したといいますが、専門家はだれがやったのでしょうか。

(教育)生涯学習課長

発掘の現場の指導者ということでございますが、発掘の主任調査員ということで、教育委員会の当時社会教育課

でございますが、社会教育課の考古学を専門としております学芸員が担当いたしてございます。

大橋委員

もう一回ちょっと戻りますけれども、延べが1,596人で委託料の方が2,169万円ですから、これでいきますと、1日が1万円を超えている形になりますけれども、そのくらい高いパート代を払うものでしょうか。

(教育)生涯学習課長

この作業員の派遣委託業務でございますが、発掘調査そのものは調査員の下で包含層を見たり、いろいろな測量、遺構の作図といった、ある程度専門的な業務でございます。これはある程度経験を必要とするということから、派遣ということで、即戦力が問われる部分で、作業員を確保して人材派遣会社の方に委託したものでございまして、この技能作業員というのが2種類ございまして、一つはかなり習熟している者につきましては1万2,300円、それからある程度のものにつきましては1万1,200円でございます。

大橋委員

それから、管理経費というものが3,189万円ありますけれども、これに伴う管理経費というのは、仕事の内容としては、どういうことを指すのですか。

(教育)生涯学習課長

主なものとしたしましては、これら委託したその他の部分でございますが、臨時職員の賃金あるいは共済費、それから仮囲いあるいは土工事という工事費でございます。それから、発掘作業あるいは整理作業に伴う消耗品、それから現場事務所あるいは整理事務所の維持管理費、それから報告書の印刷といった業務でございます。

大橋委員

今回の発掘につきまして、かなり大規模だったと思うのですが、いわゆる結果ですが、出土品の内容、それからどういう時代のものが出たのか、また、何の遺跡だったのか、その辺でわかるところまで教えてください。

(教育)生涯学習課長

発掘の出土品の中身でございますけれども、遺構といたしましては、住居跡が30、それから、土坑、小土坑と言われるものが計23基、焼土、これが69基、それから集中土器、貝の層というものの計で40か所。特徴としましては、近世・近代のニシン漁の遺構といたしまして、石組炉、これはニシンのかまど跡なのでございますが、これが83基、それから角胴というニシンの絞り圧搾機の跡でございますが、これが3基という、貴重な資料も入っております。それからもう一つ、遺物といたしまして、土器ですが、北大式、手稲式、ヌサマイ式という三つの様式の土器が出土してございます。それから、石器としましては、石ぞくとスクレイパー、それから近世の陶磁器としまして、伊万里と唐津、それから骨角器など、量といたしましては、コンテナボックスが140に100個分出土しております。時代でございますが、古くは縄文の中期、晩期から、近世、近代にかけて3000年近くにわたって非常に長い間、塩谷湾に面しました海岸段丘、この上にある住居あるいは生活跡の遺跡だというふうになってございます。

大橋委員

余市方面では、かなり今までもこういう形で昔から人が住んでいた跡から出てきたと思うのですが、小樽でこれだけ系統立って1か所ですと出てきたというのは、私は珍しいと思ったのですが、これが今後どうなるかという部分で、現場保存がどういうふうになっているのか。それから、今コンテナが140基という話ですが、出土品の整理、それから今後の保管についてどういうことになっていますか。

(教育)生涯学習課長

現場の保存ということでございますが、今回は開発行為に伴う事前の発掘調査ということでございますので、調査終了後は、その場所につきましては工事を行ってございまして、遺跡の現状保存という形ではございませんけれども、この現状保存にかわりまして、貴重な埋蔵文化財でございますので、これを後世に残すということから、調査結果の詳細な記録を保存しまして、報告書という形で保存をしているところでございます。

それから、出土品の整理あるいは保管についてでございますけれども、整理事務所が発掘の終わりました10月中旬から翌年2月にかけて、2か月程度かけまして、整理事務所でやってございますが、土器、遺跡等の実測写真撮影だとか、復元だとか、図面の作成だとかそういったことをやってございまして、最終的にこれを報告書にまとめてございます。その出てきたものの保管でございますが、土器片、石片につきましては、個々に遺跡名あるいは出てきたところの場所とかを記載いたしまして、これをコンテナボックスに入れてございます。それをコンピュータでの管理ということでございまして、現在、市内の4か所に保管場所としてありますが、そこに収蔵している状況でございます。

大橋委員

室内水泳プールについて

それでは、次の質問に移ります。

先日、国際ホテルの入札がありまして、あの建物について注目されているのですが、あの建物について語るときに、あの中にプールがあるということが、今後の問題としていつもどうするのだということになります。それで、その中におきまして、決算の中で室内水泳プールに574万円計上されていますが、これは共用維持負担金が574万円、それから専用維持負担金172万円という形ですが、これは共用維持と専用維持に分けていますが、何の費用なのかということと、それから支払先はどこということになりますか。

(教育)室内水泳プール館長

決算説明書にあります共用維持負担金574万2,840円につきましては、これは2本立てになっておりまして、1本が小樽駅前ビル株式会社に支払われております共用維持負担金ということで、562万2,840円でございます。これにつきましては、テナントが占有する以外の共用部分、ホール、階段等の光熱水費あるいは警備料あるいはほかの管理料を各テナントが占有面積の割合によって負担するというので、小樽駅前ビル株式会社の方に支払っている負担金の部分でございます。それから、残りの12万円につきましては、サンビルプラザ共益費ということで、サンビル商店会に会費ということで月額1万円、年額12万円を支払いしているものでございます。

続きましては、専用維持負担金につきましては、これも支払先は小樽駅前ビル株式会社でございます。この目的でございますが、通常各テナント、それから子どもプールにつきましても10時から開場しておりますが、特にプールの場合、プールの室内温度を上げていただくということがございまして、ほかのテナントとは別に早めにボイラーをたいていただくということから、夏場につきましては、8時からボイラーを入れてもらう。それから冬場、10月から3月につきましては、7時半からボイラーを稼働してもらうということがございまして、その負担分ということで、172万6,320円を負担しております。

大橋委員

それから、水泳プールの現在の利用状況についての部分ですが、過去3年間の平均の利用者数は、成人、子どもを含めてあると思いますが、これはどういうふうになっていますか。

(教育)室内水泳プール館長

それでは、15年度から有料、それから無料を含めて説明します。まず一般が15年度3万1,530名、高校生659名、小中学生1万6,747名、幼児1,590名となっております。平成15年度の合計人数ですが、5万526名でございます。続きまして、平成14年度でございますが、一般が2万4,466名、高校生694名、小中学生1万3,901名、幼児989名、合計4万50名ちょうどでございます。平成13年度でございます。一般2万7,915名、高校586名、小中学生1万5,050名、幼児672名、合計4万4,223名でございます。

大橋委員

非常に珍しいことに、14年度と15年度の合計数字に非常に差がありますけれども、これはどのようなことで、そういうふうな分析をされていますか。

(教育)室内水泳プール館長

14年度につきましては、12年度からの3か年計画でプール本体並びに循環する配管等の維持補修を実施しました。その結果、14年度につきましては、2か月間の工事期間を設定したということで、大幅な減少を見たということです。

大橋委員

そうですね。今、補修補強工事が行われたということですが、補修補強工事にかかった費用と、それからこの工事をしたことによって、今後いつまで耐用年限があるというふうに考えられるか、それについてはどうですか。

(教育)室内水泳プール館長

室内水泳プールにおける補修補強工事の関係でございますが、平成11年に劣化診断を行いました。当時、既に建設後23年経過した時点での劣化診断ということで、その診断結果によりまして、プール本体の腐食については、特に問題はないが、ただ塗装関係につきましては、定期的に塗装を5年ぐらいの間隔ですべきだという指摘がございました。また、配管類につきましては、相当な劣化を見ているので、早急に交換することが必要であるというような診断結果をいただきました。その結果を受けまして、平成12年度から3か年計画でプールの補修を実施いたしました。平成12年度におきましては、配管工事を含めて3,307万5,000円の工事費で工事を行っております。13年度におきましては、ろ過器、循環器の取替え工事などを行いまして、2,496万9,000円の工事費を支出しております。また、平成14年度につきましては、プール本体の内部と外部の塗装工事、それから更衣室、シャワー室等の給排水関係の配管取替え工事などを行いまして、3,301万2,000円を支出しております。なお、この工事によりまして、プール本体につきましては、塗装については定期的にだいたい5年ぐらいの間隔で行えば、ほぼ問題はないであろうということ、それから配管につきましても、23年経過して一部水漏れ等もあったということなのですが、長期間の補修は必要ない状態になったのかなというようには考えております。

大橋委員

このプールの問題がやっかいなのは、いわゆるホテルの再開発といいますか、新しい計画を立てていく場合に、プールが存在すること自体が、またあそこの建物の中で存続させなければならないかどうかということの中で、プールの問題が非常に重たくのしかかってくるだろうということがずっと予測されています。ただ、今日は市長も助役もいませんから、そこまで質問を広げるつもりはありません。現在、利用しているプールの立場として、ホテルは当分再開されないというふうに私は考えていますので、現在、ホテルが再開されない状態、その中でプールを営業していても、特に影響があるのかなのか、その辺はどうでしょうか。

(教育)室内水泳プール館長

特に、ホテルが閉鎖された後、プールへの影響につきましては、現在のところないということで承知しております。

大橋委員

職員手当について

質問を変えます。

職員給与費についてお尋ねしますが、210ページですが、いろいろな手当がついています。それで、民間の感覚では何の手当がわからない言葉が書いていますので、それについて、一つずつお尋ねします。

まず、特殊勤務手当6,576万円なのですが、これはどういう理由で支給されている手当で、対象とされている人たちはどういう人たちでしょうか。

(総務)職員課長

特殊勤務手当ですけれども、基本的には、特に危険、有害、不快、困難な業務に従事した場合、若しくは例えば、変則勤務をとっている施設関係の休日勤務だとか、そういう場合に給与時に支給をします。概算ですけれども、だ

いたい600名ぐらいがこの職員給与費、一般会計の方ですけれども、支給しているということで、この中には水道局等は含まれませんけれども、例えば環境部、消防だとか、主なものを申し上げますと、例えば保健所の野犬捕獲ですとか、それから臨床検査の中でエックス線を使ったりとか、それから検査客体そのものが例えば感染のおそれがあるときに検査をするですとか、それから環境部でいえば、し尿処理、ごみ処理とか、それから建設部も含めて施設関係では汚物処理等々がございまして。あと、先ほど言いましたとおり施設関係の変則勤務の交替ということなどです。一般会計で申し上げますと、47種類ほどでございます。

大橋委員

夜間勤務手当1,620万円については、これは宿直ということなのでしょうけれども、どういうことなのか、この夜間勤務については。

(総務)職員課長

この夜間勤務手当というのは、正規の勤務時間が午後10時から翌日の5時にかかる、いわゆる勤務時間を割り振りしているわけですけれども、この一般会計の中でいいますと、消防の隔日勤務がこれになります。実際的に15年の4月実績でいいますと、236名が該当しておりまして、1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務時間帯に追加して支給しているという概念です。

大橋委員

勤勉手当、これが非常に多い金額になっていますけれども、これは何ですか。

(総務)職員課長

人事院勧告の中でも、例えば官民比較ということでボーナスというところで、実はこの勤勉手当の上にある期末手当と勤勉手当、あわせていわゆる官民落差の是正対象というのですが、いわゆるボーナスの概念でございます。現行で申し上げますと、6月1日と12月1日を基準日にして、それぞれ6月15日、12月15日に支給されるわけですけれども、勤勉手当で申し上げますと、6月支給が0.7か月分、12月も同じく0.7か月分、それから期末で申し上げますと、6月が1.4か月、12月が1.6か月、トータルで4.4か月分、これをいわゆる民間でいうボーナスということで、人勤の対象になっているわけですけれども、昨年の12月支給で申し上げますと、長期休暇、育児休業だとか、それから病気で休職されている方を除いて、原則的に支給されておりますので、実績では1,281名に支給されている形になっています。

大橋委員

それから、特例給付697万4,000円、これは何ですか。

(総務)職員課長

行政上ちょっとわかりにくくなっているのですが、その一つ前にある児童手当というのが、児童手当法で支給されています。通常、児童手当は、福祉の施策ですので、福祉の窓口から民間の方は支給されているのですが、公務員に関しては長が全額を職員に対して支給する形をとっております。

そういった中で、この支給、第1種から第3種まで5,000円、5,000円、1万円ですが、16年4月1日に改正がございまして、小学校3年生まで支給という形になっているのですが、例えば4人世帯で児童手当であれば40万円ちょっとの所得制限があります。特例給付部分というのは、公務員はいわゆる個人事業主というのですか、申告している方と所得の比較しているときに差が出てしまうものですから、その分引上げを図っている。五百数十万円まで限度額、これを引き上げて児童手当を給付している部分を特例給付という名称で扱っております。この部分につきましては、例えば児童手当、一般会計で120名を対象としております。特例給付は104名を対象にしております。

大橋委員

ソーラス条約について

ソーラス条約について、お聞きします。

これは決算とは関係ありませんけれども、経済常任委員会の中でも議論されていますが、ソーラス条約が執行されて現実に港の姿が変わってきます。一般市民が入れなくなったのはもちろんなのですが、そのほかにゲートのところで出入りする人たちが守衛に逐一名前を告げて書いています。そのゲートからけっきょく出た場所とありますが、その部分には、車を運んで来て、ゲートへ入る車もあれば、ゲートに入らないでその場に道路に車をおろして、そこでロシア人と話している人たちがいます。それから、中古の電気製品だとか、そういうようなものを持ってきて、またその道路の上で商談をしている人たちもいる。そんな形で港の姿が変わっていますけれども、港湾の管理者として現在の港の状況、これについてどんなふうにとらえていますか。

(港湾) 港湾振興室小林主幹

ソーラス実施後の状況でございますけれども、私どもといたしましては、いろいろな混乱がまだ若干残ってございますけれども、まずソーラスを実施したことにより、岸壁、エプロンでのそういう不法投棄ですとか、いろいろな混乱が取り除かれたと、そういった部分では、岸壁の管理がある程度しやすくなったというところでございます。あと、ソーラスをやりまして、今問題になっておりますのが、基本的には当初予想されておりました現場での混乱というのは比較的少なく、平穩に推移しているかなというふうには思っておりますけれども、この3か月の間、何回かフェンスを切られたりという、そういう事案はございました。それにしても、大きな本来の目的であるテロにつながるようなことは起きなかったと。今、ちょっと問題になっておりますのが、逆に今年になってロシア船の入港が若干増えてきているというのと、1隻当たりの停泊日数が非常に長期化しているといいますが、それで今あるソーラスの制限区域に船をすべておさめるということが、時々難しくなる状況があるということがございまして、これらの対応として、ソーラスの区域を若干増やそうかという検討を行っているところでございます。実施後の状況としては、このような状態です。

大橋委員

港の状況については、これから1年間ずっと見ていかなければなりませんから、要望だけしておきます。

市民、それから議員としての要望ですが、ソーラス条約については、なるべく管理する方はサボるようにしていただきたい。

委員長

それでは、れいめいの会の質疑を終結し、市民クラブに移します。

-----  
大島委員

鯨御殿の土地関係について

初めに、経済部にお尋ねいたします。昨日、市税の関係で取得がなされていない。そのようなことで、その土地を小樽市が借り上げているということで鯨御殿の話をしました。

お尋ねしますが、土地借上料ということで鯨御殿で89万7,324円が計上されておりますが、これは月に割り返すとどれぐらいになるのか。平方メートル単価はどのぐらいになるのか。そして、だれに渡しているのか、これについて説明してください。

(経済) 観光振興室観光事業課長

鯨御殿の関係での土地借上料、今おっしゃっていただきました89万7,324円ということで、これは12か月分ですので、月に割り返しますと7万4,777円。今借りております土地が6,866.10平方メートルということになっておりますので、平方メートル単価を割り返しますと、10円90銭ほどになります。それで、現在お支払いしております方は、相続によります相続人の代表者という方で、現在の土地の登記簿上の名義人が昭和32年に亡くなっておりまして、33年から北海道博覧会の海の会場をやりまして、34年から施設を開設しておりますので、その当時の相続人が3人

ございます。その3人が途中でお亡くなりになったりしまして、現在、相続代理人を含めまして7名ということで、私どもつかんでおります。ですから、支払は相続人代表者1名の方にお支払いしております。

大島委員

その代表者の1名に支払っているということですが、相続人は今7人ということでしたけれども、代表者になるには相続人の協議というものが必要なのですか。例えば、私になるのだということになっていけるということなのか、その点について。

(経済)観光振興室観光事業課長

現在の相続人代表者になっておられる方は、登記簿上の名義人の息子に当たる方です。それで、そのとき実際に市の方で土地を借りた段階で相続権を持っておられましたのが、長男と長女の方、長男の方というのは今の代表者の方です。それとお母さんといいますか、亡くなった方の奥さんです。ですから、その奥さんが亡くなった段階で相続人は長男の方と長女の方のお二人になりましたけれども、長女の方が亡くなりまして、だんなさんがもう亡くなっておりまして、その方に息子さんが6人いらっしゃるということで、実際にはその途中途中で、代理人として認めてもらうという形で委任状をいただいた中で、今の方にお支払いしてきているという経緯があります。

大島委員

今、答弁がございましたけれども、非常に複雑なものです。私は生まれも育ちも近くなものですから、そのいきさつをじゅうぶん承知しております。しかし、今7人になったということですが、昨日も相続の関係でだれに請求するかということで話をしましたけれども、そのうちの7人の方の1人は、自分の権利分を第三者に譲渡をしたということなのです。そうすると、私にも権利があるのだということで、恐らく市の方にもその方は来ているかもしれません。来ていると思います。それは隣接地の方ですから、本人としては非常に利用価値があると、そういうことで譲渡を受けたのだと思います。

そのようなことで、今まではそういう形で支払いをしてきたのですけれども、16年度分についてはもう支払済みなのですか。

(経済)観光振興室観光事業課長

支払っております。

大島委員

そのことについても、我々のところに回ってこないという話もしております。この件については、じゅうぶん話し合いをしていただきたいのと、そのように思っておりますが、いかがですか。室長、どうですか。

(経済)観光振興室長

今、大島委員からお話ございました方がございますが、鯨御殿の近くで営業をされておられまして、私もこの間何度かお会いして、ご本人からはその権利譲渡を受けたということでお話ございました、大島委員のおっしゃるような申出もございました。それを受けまして、私どもその方に口頭だけではなくて、正式に権利譲渡された文書等もお持ちいただいて、それを拝見をさせていただいた上で、まさしく権利が譲渡されていることを確認させていただいた上で、その後の賃借料の支払いについても、話をしたいということをご本人にも伝えております。ただ、営業をされておられますので、それが一段落した後にでも来られるのかなというふうには思っておりますが、この件につきましては、これからもご本人とちゃんと話をした上で、来年度以降の賃借料の支払いについても、今現在支払いしている方も含めて、どういうやり方が一番望ましいのか、権利を持っておられる方の意思を尊重して進めていきたいと考えております。

大島委員

それで、鯨御殿が不幸なことに、台風18号で破損、災害を受けたわけですが。水族館に今年から鯨御殿を委託されたということで、水族館側もこの周辺の土地の問題については、たいへん頭を悩ませているうちの一人でございます。

す。それで、来年度に向けて、実はこの台風がなければ何とかその関係者、もちろん市役所にも入っていただいて、それぞれの言い分を聞いていただいて、さらにせっかく祝津に遊びに来られた方が不快な思いをしないで帰れるような方法を、そしてまた、鯨御殿をじゅうぶん見学できるような方法を何とか関係者が集まって話をしたいと。その中には、当然今の役所に来られている方もおります。

私は水族館の話も聞きました。今の地権者の話も聞きました。そしてまた、そのほかにも地先で営業されている方々もおりますし、また、先ほどの方と同じように商売をやっている方もおりますから。しかしそれはもうみんな鯨御殿の下の隣接地ですから、これはもう市もじゅうぶん話合いの、協議の場についていただいて、そして市は市の立場で、そして何が譲れるか、お互いに譲り合って、この祝津の国定公園自体の観光が発展するような方法をみんなで協議していただきたいと。今の鯨御殿の問題が一段落しましたら、ぜひ日程を調整していただきたい。そして、さらに鯨御殿、今日の財政の報告を聞きますと、来年の夏休み前までにオープンしたいのだと、そのような話も聞いております。そうすると、工事車両がどうしても今の方の土地を通らなければ作業はできません。そしてまた、その方はゴールデンウィークから営業されております。そういうことで、ぜひこれはもう積極的に取り組んでいただきたいと、そのように願っておりますが、部長、いかがですか。

経済部長

祝津観光の拠点というのですか、鯨御殿の周辺全体の土地関係については、私もかなり話を聞かされていて、たいへん複雑な状況になっていると。それから、いらしている観光客の皆さんが若干不快な思いをしてメールが来たりというのも何回か見えています。その中で、今お話がありましたとおり、現実には水族館なり、私ども、それから先ほどお話がありました地先で営業を営んでいる方、先ほどの借上料の問題も、それからこれからしかるべく工事車両の我々が通していただけない問題を含めて、これはもうじゅうぶん話合いをしなければなりませんし、私どももそのお話の内容の中に入って、できる限り来年の春若しくは夏までに円満な形で、新たな鯨御殿が生まれるように調整はしてまいりたいと思いますので、そういった形で進みたいと思います。

大島委員

港湾施設用地内の駐車場について

港湾部にお尋ねいたします。

港湾部が管理している敷地内で、駐車場として貸している箇所、面積、月額などについて、どのくらいあるのか、それぞれお聞かせください。

(港湾) 港湾振興室小林主幹

港湾施設用地内での駐車場として貸している土地の面積でございますけれども、これは合同庁舎の前の一帯、それから第3号ふ頭の基部、34号上屋の軒下の部分、合わせて面積で1,721平方メートルほどございます。これにつきましては、正式に条例に基づいて使用許可を行い、港湾関連業者何社かに使用許可をしてございますけれども、料金につきましては、港湾施設管理使用条例に基づいて、土地の使用料、これは土地の場所によって1等地、2等地ということがございますけれども、1等地につきましては月額平方メートル当たり87円、それから2等地につきましては月額平方メートル当たり75円、舗装地につきましては109円50銭という金額で使用許可をして料金を徴収しております。

大島委員

それは駐車場用地として貸しているのですか。

(港湾) 港湾振興室小林主幹

今貸している土地というのは、合同庁舎の前につきましては、元日本農産工業小樽工場のわきの土地でございますけれども、もともと鉄道敷地で、付近の土地と段差があったりして、使用をあまり想定されていない土地でございます。ここは車を置くぐらいの用途しか今のところないわけでございますけれども、正式に港湾関連企業の方

に使用許可をして、そういう形で使っていただいているということでございます。

大島委員

周辺を回ってみますと、ロープを張って駐車場なのです。駐車場専用なのです。そうしますと、私も調べてみました。市民からも駐車場料金としては、ちょっと安すぎるのではないかと。金額も聞かせました。1時間かい、1回かいと聞いたのです。1回というのは、観光駐車場が1回500円でやっておりますから、第3号ふ頭でやっているのは。そうしましたら、いや、月額みたいだよということなのです。そして、今の答弁がございました場所を私も平方メートルで割ってみました。今、小樽市駅横、駅広の駐車場がございますが、駅の横で1台分12.5平方メートルだそうです。そして、駅広はそれより狭いですよと言っています。それで、それぞれ13か所あります面積、それから料金、割ってみましたら、これは端的ですよ、1台当たり900円台が13か所のうち9か所、1,000円が5か所です。それは今おっしゃいましたように、条例で値段は定められているのだと。1等地、2等地があって、87円、75円と。しかし、目的は駐車場ですよ。これは市民が安すぎる、どうなっているのと言うのは、これはいくら地先の方々の駐車場にしても、私は、あまりにも安すぎるような気がするのです。市営住宅だったら、たしか1台2,000円でしょう。そのように認識しておりますけれども、もし間違いだったらごめんなさい。これは、やはり再検討していただきたいと思います。条例の関係があらうかと思っておりますけれども、再検討していただきたいと思いますが、いかがですか、部長。

港湾部長

まず、一つは事情がありまして、今、主幹の方で話したように、鉄道の跡地が一つあると。それから、例えば上屋とエプロンの間の空間と、そういうところなのです。それと、日本農産工業が撤退した後に更地ができて、それは大きくは土地公社に貸すとか、そういう形をとっているのですけれども、そういうどちらかという、道路と外郭地の間にできた細い土地が、港湾管理上きちんとするためには、言ってみれば、常に人を立てておかなければ管理ができない。ということは、例えばあの周辺の企業の従業員が黙って入ってきて、全部無償でとめていると、こういった状況を我々今までずっと見てきたわけです。しかしながら、そういった中では、いろいろな管理の状況で無法地帯になるということで、企業に対してその土地を借りてもらって、そして来客者の駐車場なり、それは用途としては本来の港湾用地という意味からすれば目的外の使用なのだけれども、そういう形で貸して管理してもらうことで、一応無法地帯を解消したいという、一つの管理上のわざとして使っていることなのです。

したがって、本来的には将来きちんとその土地そのものの用途が決まって、その用途に使えばこの問題は解消したいと思っておりますけれども、現状の中では、港湾用地の目的外使用という設定の中で料金5割増しをいただきながら、お貸ししている各企業に管理をしてもらうという、その使い道が各企業の駐車場という、そういう形にならざるをえないということが現状でございます。料金の設定は、今、委員がおっしゃったように、駐車場経営をするということで貸しているという設定ではないものですから、私どもとしては、本来であればこんな貸し方はしたくないもので、本来的には駐車場料金としては極めて低いのは承知しておりますけれども、港湾用地の目的外使用という形で貸していくということについて、ひとつご理解いただきたいというふうに思います。

大島委員

難しい点はわかりましたけれども、市民からはそのような声が寄せられているということは認識してください。

ヨットハウスの管理について

次に、社会教育にお尋ねします。

昨日の委員会でヨットハウスの管理についてお尋ねいたしました。実情について詳しくお聞かせください。

(教育)生涯スポーツ課長

昨日、委員の方からご指摘がございました祝津ヨットハウスの管理につきましては、以前管理人がいましたけれども、管理人制度をやめた以降につきましては、専有的にあの場所を使っております小樽セーリング協会にご協力

をいただきながら管理を行っているという状況でございます。なお、利用に当たって、マナーを守りながらきれいに大事に使っていただきたいということをお願いしながら、長年小樽セーリング協会との中で培った信頼関係の下に、現状、日常の管理をお願いしているという実態でございます。

大島委員

昨日、わからなかったのですが、管理を協力していただいているという協会の正式名は何といいますか。

(教育)生涯スポーツ課長

小樽セーリング協会でございます。

大島委員

決算説明書を見ますと、使用料収入で45万円が入っております。この45万円という基準は何を基準にして決めているのか、それから体育施設維持管理経費として37万598円が入っておりますが、この内訳について、お聞かせください。

(教育)生涯スポーツ課長

使用料収入45万円につきましては、年度当初セーリング協会の方から保管料の申請をいただいております。年間9,000円掛ける50艇分ということで45万円をいただいております。それから、37万円の支出でございますが、15年度につきましては、光熱水費として35万1,000円、燃料費として2万円を支出しております。

大島委員

光熱水費ということでくりましたけれども、水道、電気と分けられますか。分けられたら教えてください。

(教育)生涯スポーツ課長

水道料につきましては28万7,574円、電気料につきましては6万2,465円であります。

大島委員

この水道料の28万7,000円というのは、あそこを使用するのは年間を通してでないですよ、シーズン中だけですよ。私がなぜ聞くかといいますと、ここにはシャワーがあるのです。もちろん海の塩水をかぶりますから、これは必要です。それから、終わった後、ヨットを手入れするのです。これも水が必要です。今なぜ分けてくれといいますと、管理の状況についてはお話ししました。ただ、やはり節水、節約ということを、もっともっと訴えていただかなければ、目の届く皆さん方がいくら節約をしても、一步離れると大変な使い方をしております。そして、管理委託料が今出てきておりません。協力をいただいているということですが、これはどういうことなのか。具体的にお聞かせください。

(教育)生涯スポーツ課長

通常の委託契約ということではなくて、ボランティア的に管理にご協力いただいているという意味でございます。

大島委員

どうしてそうなったのですか。ボランティアに管理を任せようになったのですか。お聞かせください。

教育部長

あその管理運営体制なのですが、昨日も少し話をさせていただきましたけれども、平成14年度までは管理人、ご夫婦の方がおられました。都合によりまして、その方が抜けてから、その後教育委員会としましても、あそのハウスの運営の在り方につきまして、今後どのようにしていこうかという話をしたことも事実でございます。今、先ほど来から出ている名称が変わりました小樽セーリング協会と、それからそれ以前にも、あそのハウスはいわゆる特定される団体しか利用されないということもありまして、競技の性格からしてもごく限られているのです。ですから、そういうことから長年、実は私も高校時代2年ちょっとヨット部に在籍しておりまして、祝津から通っていたものですから、昔からよく知っているつもりでございますけれども、大学、高校、それぞれ団体が使うハウスだという認識を私もしておりました。昔から管理人がいたわけですが、先ほど話しましたように、ここ2年ぐ

らい前から特定の団体の方にゆだねていくのがベターではないのかと。なぜかと申しますと、我々日ごろ毎日、正直言ってなかなか目が届かない部分もあります。ですから、そういうしっかりとした団体という我々も認識の下に、昨日も話しましたけれども、ゆだねていきたいというようなことです。

でも昨日大島委員からご指摘がありましたので、これは今後どうするかという問題にまたつながっていくのでしようけれども、我々は協会、そしてその関係する方々とも当然、管理運営体制についてはじゅうぶん話をしていきたいと。昨日答弁したように、今日それを改めて答弁させていただきたいと思います。

大島委員

信頼できる団体だと言いますけれども、実際そのような管理の仕方をしていただきたいのですけれども、昨日言ったとおり、実情は反対ですよ。修理費の問題、私は冬何回か行ったときに、表の戸があげっ放しで、雪が全部中に吹き込んでいたと。ご承知のように、あそこは海岸ですよ。まちなかと違うのです。しかも吹きさらしです。吹きだまりができます。そういうような中で、戸が閉められないのですよ。春に直したそうですけれども、冬の間そのような状況でなかったのではないのですか。私が何回か行ったときには、今話したような状況でしたから。管理者を置くべきですよ。協力していただいてボランティアで、市民の財産を無駄にしないでください、私はそう思うのです。しかも特定の方でしょう、今、部長がおっしゃるように。管理の在り方についても、本当に協会でのいいのかどうなのか、これは真剣に考えていただきたいと思います。

また、修理費がかかりますよ。せっかく人が住めるように改造したわけでしょう。それはなぜかという、やはり問題があったわけでしょう。冬期間、無人のときに水道が破裂して、そしてもう水浸しになっていたことだってあったわけですよ。雨漏りしたりするわけですよ。じかにジギスカンをやるわけですから、でっかい鉄板で。溶けますよ、防水が。それではいけないということで、七、八年前に協会内の組織内で上がりました。その当時はよかったです。けれども、どんどんどんどん、大学生からも理事が多分各学校から出ております。けれども、セーリング協会の、当時はヨット協会の役員は皆さんそのままです。かわった当時はよかったけれども、それがもうマンネリになって、今ここではどうてい言えないような話は、今日、課長に話をしておりますよ。後で部長、聞いてください。悪いけれども私はとてもとても信頼して管理、かぎを預けるような団体ではない、そのようにここで皆さんの前で言いますよ。昨日も話しましたけれども、聞くところによりますと、かぎだって部員みんなが持っているような状況でしょう。その方がみんな便利なのです。そういう団体ですから、節約は大事です。しかし、きちんと管理するためには、応分の管理委託経費を出して管理をしていただきたい。財産は、市民みんなのもですよ。と、私は、常日ごろ、あそこへ行くたびに感じるのです。小樽セーリング協会と、名前が5年ほど前に変わっております。組織替えもありまして、そして管理者も定期的に回っているなどということではなくて、きちんとした管理者を置くべきだと、そういう方向でぜひ来年度に向けて検討していただきたいと思いますが、いかがですか。あそこには立派に泊まれる部屋があるのですよ。それも改装していただいてついたはずですよ。そして、特に冬期間だれも来ませんから、3月まで、その間どうするのか。たまに見回るだけでは、野外の施設とは違います。私はそのように思っているのですけれども、改めて来年度の管理については、検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

教育部長

今お話がありましたとおり、私の認識は、今、大島委員もちょっと触れましたけれども、いい時代もあったのです。ですから、最近のそういうような情勢があるということを知りましたので、今のご意見を踏まえながら、もちろん今使っている利用団体との話し合い、まず経緯も含めてじっくり話してみなければならぬと思いますし、最終的には施設管理者としての判断をしていきたいと、こう考えております。

大島委員

最後に、関連ですけれども、課長、ハウスの水道の隣に立派な鉄製でできた、しかもあそこは海岸ですから、さ

びないように垂鉛引きですよ、その大きなごみ入れがあるのですけれども、これは協会側がつくったのですか、それとも市がつくったのですか。

それと、もう一点関連して。昨日も質問しましたけれども、昭和62年にヨット関係者から救難艇が寄贈されて、教育委員会の所管になっております。昭和62年6月何日かですから、もう18年経過しました。これは昨日その所有者はどうなっているのだと聞きましたら、後で協会の方で負担しているのだということですがけれども、この船は協会側に無償でもいいですから譲渡すべきだと。余分なものは放していただきたい。これは協会側がこれからどのように利用するかはわかりません。

それから、37万598円のうち燃料費が2万円、これはシャワーのための灯油代ですか、わかりますか。いや、わからなければいいです。なぜ聞くかと言いますと、例えば美術館を利用しますと料金の30パーセントの暖房料が必要です。私は、これは恐らく使うシャワーの灯油代だと思うのです。であれば、これはやはり利用者の受益者負担で、水道代はやむをえないとしても、燃料費については受益者負担で来年度検討していただきたいと、このように思います。いかがですか。

教育部長

まず、先ほどの救助艇についてですが、昨日も申しましたけれども、これの扱いについて当然団体の方とも話していかなければならないと、そういう認識であります。それも先ほどの管理体制とあいまって同時に話し合いをしていきたいと。

それから、今の燃料費の関係ですがけれども、実態的に冬期間あそこのハウス、先ほど来のお話のとおり、2階のハウスを使うわけでもありませんし、恐らくシャワー関係だろうと思うのです。ですから、その考えもちょっと今投げかけながらトータルで話し合いをしていきたいと、こう思っています。

委員長

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。